

重慶は東部の中心地、省内唯一の貿易港で、長江本流と嘉陵江の合流點の崖上に位し、江水が巴紋を描いて居ると云ふので巴縣と云ひ、又李白の詩にある「思君不見下渝州」の渝州で重慶にある洋行（外人の商館）を渝行と云ひます。元來重慶と云ふことは「祖父母、父母俱存也」即ち一家族に三夫婦あることで「チヨウケイ」と讀むのが本當な相です。

其外の都會としては東に夔州（夔府、下流に白帝城あり）萬縣、南に叙州（叙府、岷江金沙江の合流點）瀘州並に鹽の產地自流井等があります。

西康省は従前の川邊特別區域で、元來西藏四部の一たる喀木の地たりし所、住民の大部分は西藏族である。地勢は西藏高原の東邊を爲す大雪山山脉其他の縦走山脉、並に其谷間を流るる諸大河によつて貫通せらるる山地で人煙稀薄、都會としても康定（打箭爐）巴安（巴塘）の二小部落位に過ぎない。

雲南省も全省五千尺位の高原地帯で、鑛物は豊富だと言はれて居るが、交通不便の爲め今日

開發せられたのは東川の銅鑛、蒙自個舊の錫鑛位に過ぎない。名産としては宣威の火腿、普洱の茶、大理の翡翠、大理石、並に麝香などがある。

省城昆明は南に滇池を控へ風光明媚、氣候四時春の如く、米を産し果物に富み、誠に仙外の佳境である。大理は南詔の故都で、洱海に臨み、同じく風光明媚の地で洱海には魚類が豊富である。騰衝（騰越）は緬甸に通ずる要路であり、蒙自は滇越鐵路に沿へる錫の輸出地である。

貴州省も山地のみで、都會も貴陽を除く外大した所もなく、産物も僅少で苗族の最も多い省である。

廣西省も概して山地多く鑛物に富んで居り、都會は南寧、梧州、桂林等で、昔の蒼梧の地に當り山水に特殊の風致があつて所謂南畫式のモデルの地であります。

廣東省は西江、北江、東江三江合流の三角洲に稍大なる平野があつて、廣東市を始め石龍、



佛山、三水其他十數個の大都會を形成して居りますが、其他は矢張り山地が多く物産としては甘蔗、果物等の熱帶的産物が主であります。

廣州市は別に羊城とも稱せられ人口百萬に近く、南支第一の大都會で江岸の一部沙面(Sham-88)は外人居留地に充てられ、市街は對岸の河南、花地に及んで居る。下流に軍官學校所在地として有名な黃埔(Whangpoa)がある。三角洲の南端澳門(媽港 Macao)の北方にある中山縣の唐家汎は自由港中山港として開放せらるゝことになつて居る。其他の都會として潮州(汕頭は其外港)海南島に瓊州(海口は其外港)等がある。

福建省は省内殆んど山地ばかりで、物産には茶、砂糖、紙、竹木等があり、福州の漆器は支那に於ける唯一の精巧なものである。

福州は城内に三つの丘陵があるので三山と云ひ、又榕樹が多いので榕城とも云ひます。外港馬尾並に鼓嶺一帯は松が多く日本の景色に似て居ります。其他の都會には厦門、泉州、漳州、延平等があります。

山東省は東部の山地を除き、中央山脈以北は平野で以南は山地であります。物産は石炭、果物、蔬菜、牛等で果物や蔬菜は支那第一の名産地であることは、山東白菜、萊陽梨子等に徴しても分る譯であります。

都會は東に青島、芝罘(烟臺)があり、西に濟南、泰安があります。濟南は水の都で城内に趵突泉(ポトーチュワン)と云ふ綺麗な噴水や大明湖があり、泰安は泰山に近き山の都である。又運河に沿うては臨清、濟寧等の大都會がある。

河北省は従前の直隸省で、今でも直隸省と云ふのを英語では Gull of Pechili (北直隸省)と云ひます。北西の兩境を太行山脈に劃られた一望限りなき大平原で、耕地の面積は江蘇省と共に最高位に位し、現在平漢、津浦の兩線が平行して南北に縦貫して居るが、其中間に更に一線を通じても好い位だと云ひます。北西境の太行山脈には萬里の長城が築かれて居つて、山海關古北口、居庸關(南口)娘子關等の關口で關外(俗に口外)に通じて居るので、口外(カウワイ)のものは普通に關裏(コワンリー)と呼びます。物産には石炭及び綿其他の農産物が多く果物では良郷



栗子が最も有名であります。

都會は北平（燕京）天津（津門、浙津とも云ふ）保定、正定、順德、大名、滄州等で、外に勝芳、泊頭等の大鎮があります。

河南省は東方の一部を除き概して山地が多い。産物は穀物、棉、桐材等である。

都會は開封（汴京）洛陽、彰德等を主とし、河北部の豊樂鎮、清化鎮、道口鎮等は石炭其他の集散地であり、東部の朱仙鎮、周家口、西部の賚旗鎮等は古來南船と北馬との中繼地として繁昌した處であるが、鐵道開通以來大に寂れて來た様である。

山西省は太行山脈の西、黄河の東に位し、汾水中央を貫流して居るが、全省盡く山地で鐵、石炭の埋藏無盡藏で古來鐵器の産地である。

省城太原は中央部に位し、北に大同、南に澤州等があります。

陝西省は大別して洛水、渭水、漢水の三流域に分ち山地が多い。渭水の流域は昔の三秦の地で、東に函谷關、潼關を控えて關中と稱せられ、昔の長安、咸陽、鎬京、灊橋、五丈原等は皆省城西安の近くにある。それから南秦の棧道を踏えた漢水の流域が漢中で、更に南方蜀の棧道劍閣の嶮を踏えて四川省に入るのである。商業地としては西安の北方に三原縣があり、物資集散の中樞地である。産物は石油、棉其他の農産物を主とする。

甘肅省は黄河の源流地域に位し支那本部中最も高燥の土地で、住民の半は回々教徒である。都會は省城蘭州の外大したものなく、西方に玉門關、敦煌、臨洮等の古蹟がある。物産は羊毛を主とする。

青海省は高原の草澤地で之を柴達木（ツアイダム）の盆地と云ひ黄河、揚子江の發源地を爲し、蒙古族及西藏族遊牧の地である。省城としては甘肅省内の西邊にある西寧を借用して居る。西寧府の舊區域は、現在青海省に編入されて居ります。



新疆省の大部分は塔果木（タリム）の盆地とタクラマカン大砂漠で、住民の大部分は回子である。中央部を東西に連亘する天山山脈に依て天山北路と天山南路に分ち、北路に省城迪化（烏爾木齊）伊犁（クルチヤ、前清伊犁將軍の駐在地で省全體を伊犁と云ふこともある）塔城（塔爾巴哈台）があり、南路に疏勒（喀什噶爾）莎車（ヤルカンド）和闐（コータン）等がある。

寧夏省は従前の寧夏道と西套蒙古（アラ善）を合せたるもので、大部分は砂漠と草地であるが、黄河の流域には相當肥沃なところがあり、三道河と云ふ所には宣教師指導の下に文化的設備を施した理想郷がある。寧夏及び其下流の石嘴子（シーツイツ）は羊毛貿易の要衝である。

綏遠省は黄河彎曲部の南北を占め、河南部はオルドス砂漠、河北部は一帶の草地である。此地方を流るる黄河の水路は時々移動するので、其流泥の爲めに土地は肥沃であり、最近民生渠其他の大灌河を作つて耕作を奨励する大計畫が具體化しつつある。省城歸綏市は元來滿洲城た

りし綏遠城と商業街、漢人街たりし歸化城を合したもので、張家口を東口と云ふに對して西口と稱せられ、蒙古貿易第一の要衝に當つて居る。包頭は甘肅方面より來る黄河の水運と平綏沿線の陸運との中繼地で、黄河は此れ以南水運の便を有せぬのである。

察哈爾省は清朝時代の各八旗牧廠の所在地で大部分高原の草地である。明代には挿漢（チャーハン）と稱した。綏遠熱河兩省と共に所謂口外蒙古の地である。省城張家口（Kalgan）は蒙古の關門で、其外に獨石口、多倫諾爾（ドロンノール、喇嘛廟）等の小都邑がある。

熱河省は所謂東蒙古の地、遼河の發源地で、西方大興安嶺を以て察哈爾に隣り、甘草の名産地であり又石炭の埋藏量が多い。

省城熱河（承德）は俗に熱河兒（Jehol）と云はれ、河中に湧出した温泉に因める名だと云ふ。清朝の避暑山莊並に八大喇嘛寺で有名である。又東に朝陽あり、其他赤峯、圍場、林西、綏東（小庫倫）等の小都邑が散在して居る。



遼寧省は従前の奉天省、盛京省で、地勢は東部の山地、遼河流域の平原、北部の草原地帯の三つに分れる。草原地帯はもとは蒙古の一部であつたが今では興安屯墾區を設けて開墾を奨励して居る。物産は大豆を大宗とし、豆油、豆餅（豆粕）を加へて滿洲三品と稱する。

都會は瀋陽（奉天）遼陽、安東、營口（牛莊）錦州、遼源（鄭家屯）洮南等で、營口の繁榮は大連に奪はれた貌であるが、最近葫蘆島、連山灣の築港、同地から營口迄の運河の開鑿等によつて再び之を奪回せんとして居る。

省内の主要部を取巻いて居る長柵は長城に比ぶれば極く粗末なもので、現在では高さ四五尺の土壁と其上に連植せられた樹列に過ぎないが、山海關から起つて白土廠門、彰武門、法庫門、威遠堡門、英額門、雙陽邊門等の邊牆十一門を経て鴨綠江口の西迄達して居り、其内部に鳳凰城、雙陽城等の邊境九寨がある譯であります。

吉林省は山地森林が多く其名の如く良材を産し、又牡丹江沿岸には水力發電に適する地が多いので開發計畫中であります。都會は吉林（舊名船廠）長春、哈爾賓、延吉、寧安（寧古塔）

等で、吉林は風致吾が京都に似て居ると云ひます。

黒龍江省も山地多く砂金の名産地であるが、嫩江、松花江沿岸地方は又穀類の豊庫であります。都會には龍江（齊々哈爾）瑗瑛、呼蘭等があります。

滿州と云ふ名は支那では種族名丈けにしか用ひません。元來滿住と云ふ種族名で文珠の音轉だと云ひます。蒙古も同じで蒙兀に起因し、西藏には異説が多いが字義は西方の藏の國であり、吐蕃（チベット）はテウ、ポット即ち上方の「ポット」人と云ふ意味らしい。

蒙古は一帯の草原で牧畜を業とし、都會には庫倫、買賣城、烏里雅蘇臺、科布多があります。

西藏は世界第一の高原で鎖國の風習未だ抜けず、住民は今でも帶刀して居るものが多い様です。然し決して兇暴なる人種ではありません。支那人に反抗するのは要するに壓迫に耐え兼ねるからに外ならないのであります。都會は拉薩の外に日喀則（札什倫布）江孜等があります。



### 三、地名

支那の地名に就て考へて見ますと、縣以上の大きい地名は山川河海等を基準として居るものが多いのは已に省名のところで述べた通りであり、以下の小さい部落には姓を附したのが大部分を占めて居ります。此點は日本と反對で、日本では主として地名を採つて姓としたものが多いに反し、支那では地名よりも姓の方が先きに發達して居つた爲めに姓を採つて地名に名ける様になつたものだと思います。これは支那人が古い民族であること、並に日本人の如く單一なる種族から成立して居るのでなく、多くの種族部落の集合によつて成立したものであると云ふことを示すことになりはすまいかと思はれます。

山川を基準として方角を表はす場合に東と西とは其儘使はれますが、北と南とは普通に陰陽を以て表はされ、山の場合は南が陽で北が陰、川の場合は南が陰で北が陽であります。例へば華陰は華山の北、洛陽は洛水の北であります。川の發源地では沁源、婺源の如くよく源の字を

用ひ、河に沿うた場所には臨湘、臨澧の如く臨の字を用ひます。

身體の各部分例へば頭、尾、口、脚等もよく地名に使はれます。

口には江湖海灣の出入口と關門との二種類があり、前者に屬する例としては旅順口、三江口、浦口、湖口、河口、海口等があり、後者には古北口、獨石口、張家口、南口等があります。頭尾脚には汕頭、汕尾、坡脚等があり、又北平には羊尾巴、狗尾巴等の胡同が澤山あります。(尾巴は尾の俗語)

地名の下につける字には次の各種があります。

- 1 都市部落を意味するもの  
城、鎮、市、鄉、村、莊、集、亭、店、鋪、棚、家子、房
- 2 城塞を意味するもの  
城、堡、屯、關、門、塞、寨、砦、驛(驛)
- 3 工業地を意味するもの  
廠、密



- 4 平地を意味するもの  
原、坪（平坦なる土地）坦、塲（小障即ち生垣の類）塹（橋畔）甸（郊外）
- 5 高地を意味するもの  
山、嶺、邱、台、坡（小阪）崗（岡の俗字）堆（聚土也）墩（平地の堆）崖、峒（黎族の住地）
- 6 低地を意味するもの  
阮、坑、窪、坎（小阮）坳（小坎）峪（谷）峽
- 7 水流猪水を意味するもの  
江、河、溝、溪、谿、谿、潭、灘、沖（水の盛なる貌）沱（別流）河子、淀（淺水）湖、澤、海泊（湖澤）灣
- 8 水邊を意味するもの  
磯、港、洲、津、浦、埠、塘（圓きものを池と云ひ方なるものを塘と云ふ）隄、圩（高隄）堰、埭、埧、壩（以上三者皆堰隄にある水閘なり）閘、沽（白河の古名を沽河と云

- 9 駐防を意味するもの  
衛、汛（陣）總、營、都、保（十家又は十甲）牌（十家）甲（十牌）
- 10 市街を意味するもの  
街、路、里、坊、弄、街、胡同

序でに日本の謡曲中に引用されて居る支那の地名等に就て調べて見ますと次の通りであります。謡曲作者の支那に関する智識は甚だ淺薄なもので詮議するのも馬鹿／＼しい位のものであります。其時代としては無理もない話して、今日から見れば随分可笑しなことが多々あります。一例を挙げれば後漢の帝に仕へ奉るものが其れより後の世である唐の白樂天の詩句を引用するが如き、又金山の麓揚子の里、潯陽の江とありますが今日の金山寺と揚州とは揚子江を隔てて十里も距たつて居り潯陽江の跡だと云ふ九江は百里も遠い所にあります。然しこんなことは左して咎めるにも當りません。兎に角分るもの文書いて見ませう。尤も長安だとか洞庭だとか非常に有名なものは省きました。



1 宮殿

咸陽宮、陝西西安の北、渭水を隔てて相對す、北は山、南は渭水にして山も河も皆陽なる故咸陽と云ふ、秦の故都、始皇の宮殿なり。

阿房宮、咸陽の南渭水を隔つる上林苑中に築造せる始皇の宮殿なり、雲龍閣は其中にありしと云ふ。

甘泉殿、甘泉山は咸陽の北淳化縣にあり、同じく秦の宮殿なりしを漢の武帝増築して李夫人を之に置く、其死するや返魂香を以て之を招きしは著名なる故事なり。

驪山宮、西安の東、臨潼縣の東南にありし唐の宮殿、又溫泉宮、華清宮とも云ふ、溫泉は今尙存す、玄宗楊貴妃を之に置く。

未央宮、西安の西北にありし漢の宮殿、隋唐之を襲用す、日本に黄色の花咲く未央柳あれども長恨歌の未央の柳は普通の柳ならん。

長生殿、不老門、之れは何處と限らず、天子の住居を指す。

姑蘇台、蘇州の西方、今の靈巖山ならん、上に館娃官趾あり、吳王夫差、西施を之に置く。

漢宮四台、神明、通天、栢梁、漸の四台、通天台には承露盤、仙人掌を置けり。  
蘭省、又蘭台、楚王、宋玉と共に遊ぶ所、郢都にありと云へども附會なり。

2 山嶺

葱嶺、パミール高原、山中に葱を産すと云ふ。

雪山、ヒマラヤ山、西藏の南、印度との境界。

崑崙、玄圃とも云ひ古へより玉を産すと云はる、西藏の北境なり。

衡山、湖南省衡山縣、五嶽の一南嶽。

廬山、江西省九江縣、香爐峯、般若台、虎溪等は其山中にあり。

金山、江蘇省鎮江、別にこみち徑山ある故かね金山と云ふと云へども徑山は今考へ得ず。

會稽山、浙江省紹興縣、越王勾踐臥薪嘗膽の地。

首陽山、伯夷叔齊、蕨を採つて餓死せし所、諸説あれども山西省永濟郡南の雷首山を正しとするが如し。

終南山、即秦嶺にして西安の南方に連亘す。



商山、秦嶺の支脈、商縣の南、秦末四皓、亂を避けて茲に隠る、四皓とは東園公、綺里季夏黃公、角里先生なり。

華山、秦嶺の支脈、華陰縣の南、五嶽の一西嶽。

箕山、河南登封縣の東南、堯の時巢父許由之に隠る。

歷山、山東濟南の南、今の千佛山、舜茲に農耕せし故舜耕山と云ひ濟南を歷城縣と云ふ。

北邙山、河南洛陽の北方、墓地の連在する所。

雞籠山、南京の雞鳴山なり、南北朝時代宋の文帝茲に學館を開く。

鄆縣山、河南內鄉縣、南陽菊水の發源地、菊慈重に鐵縣山とあるは誤りならん。

羊飛山、今考へ得ず、廬生が蜀より楚の羊飛山に至るに邯鄲を通過する譯なし、謠曲作者の

附會によるか。

巫山陽台、瑤台巴峽、四川巫山縣、楚の襄王夢に仙女に會ふ、赤帝の女瑤姬なり、自ら曰く我は巫山の神仙、且には朝雲となり暮には行雨となると、襄王依て陽台に朝雲宮を作る、後世男女幽會のことを陽台雲雨と云ふ、巴峽は巴東三峽なり。

五台山、山西省五台縣、一に清涼山、文殊菩薩の靈地なり。

天台山、浙江省天台縣、天台宗發祥の地なり。

育王山、浙江省寧波の南方、育王寺あり、附近に又天童寺あり、共に名利とす。

普陀山、浙江省定海縣海中の小島、又洛伽山あり、觀音菩薩の靈地なり。

四明の洞、寧波の西南山中にあり、寧波を又四明と云ふ。

3 河 湖

潁川、淮河の支流、河南登封縣に出づ。

滄浪、漢水を云ふ、滄浪國は架空のものなり。

湘江、湘水、湘浦、瀟湘、湖南省。

烏江、安徽省和縣の東北、項羽の自刃せし所、黃帝の蚩尤を討ちし烏江は今考へ難し。

涇水、陝西省渭水の支流。

潯陽江、江西省九江附近の揚子江の一部、今琵琶亭あり。

五湖、蘇州の太湖なり。



瑤池、崑崙山中仙人の居る所を云ふ、黄河の水源は星宿海と云ひ之れより更に扎陵、鄂陵の二湖に注ぐ、瑤地とは此邊のことを指すものに非るか。

合浦、廣東省合浦縣、眞珠の名産地。

呂水、小水、共に考へ得ず、呂梁は江蘇徐州の東南にあり。

4、地名

下邳、江蘇省徐州の東北、圯橋及黄石公山あり、圯は橋の地方語にして圯上は橋上に同じ、沂水に架す。

灞橋、西安の東灞水に架す、昔時長安の人東行するものを送りて茲に至り楊柳を折りて離別の情を表はす、橋畔今老楊多し。

巴邛、四川成都の西方邛崃縣。

涇陽、今の甘肅省平涼縣、西安の北にも同名の縣あり。

赤壁、黄州、江夏、武昌、荊州、皆湖北省。

彭澤、江西省の北端、江岸に濱する縣にして馬當山小孤山あり、長江下流の險隘なり。

明州、浙江省寧波、中古外國交通の衝たり。

大名府、南樂縣、直隸の南部。

邯鄲、同前、古代趙の都。

涿鹿、北京の西北にある縣、又宣化の鷄鳴山なりとも云ふ、黄帝蚩尤を亡ぼしたる所、

金谷、河南省洛陽の西北、晋の石崇の別業、財寶珍奇を集め又美妓綠珠を置く、世に金谷園と云ふ。

江甫、王照君の生地は湖北柿歸縣の香溪に沿へる小村にして明妃村と云ひ蜀にあらず、作者の附會なり。

鴻門、陝西省臨潼縣の東方、項王高祖會飲の處、今項王營又は會盟臺と云ふ、

霸陵、西安の東、漢の文帝の陵、即霸上なり。

篔簹、陝西省洋縣にある谷、篔簹竹は徑五六寸、節間六七尺に餘る大竹なり。

龍門原、白詩に龍門原上土、埋骨不埋名とあれども今考へ得ず。

揚子の里、江蘇省揚州は昔揚子津と云へり、揚子江の名之に本づく。



三、地名

二〇八

それから支那の地名で特別の外國名又は普通と異つた綴りを有するもの、並に外國の地名で特別の支那名を有するもの等を参考の爲めに列擧すれば左の通りであります。

天津	Tientsin	哈爾濱	Harbin
熱河	Jehol	黑龍江	Amur River
張家口	Kalgan	松花江	Sungari
多倫諾爾	Dolonnor	旅順	Port Arthur
庫倫	Urga	煙臺 (芝罘)	Chefoo
濟陽 (奉天)	Mukden	青島	Tsingtao
吉林	Kirin	濟南	Tsinanfu
西安	Singan	沙面	Shamen
青海	Kokonor	澳門	Macao
新疆	Chinese Turkestan	北海	Pakhoi
安徽	Nganwei	海口	Hoihow

南京	Nanking	仰光	Rangoon
蘇州	Soochow	泗水	Soerabaya
吳淞	Woosung	波羅島	Borneo
黃浦江	Whangpoo River	檳榔嶼	Penang
長江 (揚子江)	Yangtzekiang	大吉嶺	Dargiling
四川	Szechuen	新金山	Australia
叙州	Suifu	舊金山	San Francisco
福州	Foochow	檀香山	Hawaii
廈門	Amoy	小呂宋	Manila
汕頭	Swatow	庫頁島	Saghalien
九龍	Kowloon	海蘭泡	Blagovestchensk
廣州	Canton	海參崴	Vladivostok
石龍	Seklung	京城	Seoul

三、地名

二〇九



黃埔	Whampoa	仁川 (濟物浦)	Chemulpo
濟州島	Quelpart Ids.	澎湖島	Pescadore Ids.
巨文島	Port Hamilton		

#### 四、官制

中華民國は現在國民黨の支配下に在つて、國民黨が國政を指導して居る所謂訓政時期にあります。訓政時期と云ふのは革命統一時期たる軍政期を終つて、將來憲法によつて國政を施行する憲政時期に到達する間の過渡時代を云ふので、其期間内に國民黨の指導によつて國民全般に憲政思想を注入し、憲政の運用に耐え得る智識と資格とを獲得せしめんとするもので、夫れが爲めに現在各地に民衆訓練部を設けて國民を訓練して居るが、尙後四五年を要する豫定であります。それから今一つ國民政府の官制を了解する爲めに必要なる事項は國民黨の「以黨治國」主義即ち一黨一國主義であります。現在世界に於て此れと同様の組織を採用して居るのは、勞農露國と伊太利の二國でありますが、ウエルスに従へば此れ等は從來の代議制度に比すれば、兎に角一步を進めて居るもので、代議政體は主義としては理想的のものであるが、其運用に於て遂に失敗に終つたものであると云ひます。然し前述の新組織が果してより以上の効果を擧げ



得るや否やは疑問であるが、兎に角一步を進めて居ることは事實らしく、只勞農露國は餘りに左により過ぎ、ファッシストは右により過ぎた觀があつて、最も興味を以て見られつゝあるのは國民黨の三民主義なりと云ふにあります。三民主義を最も簡單に解釋すれば、民族主義は民族の平等を主張し、民權主義は民權の平等即ち民主主義であり、民生主義は經濟上の平等即ち或る程度の共産主義を指すものであります。

さて國民黨は如上の主義の下に中央には中央黨部、各省縣區に省黨部、縣黨部、區黨部、區分部を置き、其外に特別黨部として、軍隊、工場、鐵道、海外等にも各黨部を分設して（我が東京にも國民黨東京黨部があります）各行政機關と連絡して國民黨の主義綱領を實施 宣傳することに努力して居るのであります。

元來施政の大綱は國民大會に於て決定する譯で此れが最高の政治機關であります。訓政時期内は國民黨全國代表大會が之を代行する譯で、其下に國民政府があります。國民政府は國民黨の訓政綱領によつて孫總理の所謂五權憲法の五權たる行政、立法、司法、考試、監察の權を附託せられ、此五院によつて組織せらるるもので、將來民選政府の基礎を爲すものであります。

然しながら尙重大なる國務の施行に當つては國民黨中央執行委員會政治會議の指導監督を受けねばなりません。

此五院制度は日本などと一寸組織が違つて居る爲め比較は困難であります。其職務に依て比較して見れば次の様なものであります。

行政院	内務省
内政部	衛生局
衛生署	外務省
外交部	陸軍省
軍政部	軍務局
陸軍署	航空本部
航空署	經理局
軍需署	兵器局
兵工署	



海軍部  
財政部

關務署  
鹽務署

實業部

教育部

交通部

鐵道部

外に建設、蒙藏、僑務、  
勞工、禁煙各委員會

立法院

司法院

司法行政部

海軍省  
大藏省

主稅局  
專賣局

農林省、商工省

文部省

遞信省

鐵道省

衆議院、貴族院、法制局

司法省

最高法院

行政法院

官吏懲戒委員會

高等法院

地方法院

初級法院

考試院

考選委員會

高等考試襄試處

詮叙部

監察院

審計部

大審院

行政裁判所

文官高等懲戒委員會

控訴院

地方裁判所

區裁判所

高等試驗委員

賞勳局、恩給局其他

會計検査院

各部は司(局)處(官房各課)に分れ、其下に科(課)股(係)があり、部によつては別に



署（日本の部に當るか）があつて同じく司、科等に分れて居る。

地方政府には省政府、縣政府、市政府があり、縣政府市政府は相並んで省政府に隸屬してをります。以前には特別市政府があつて中央に直屬して居りましたが、最近廢せられました。

省政府内には秘書處、民政廳、財政廳、建設廳があり、又省によつては教育廳、農礦廳、工商廳等があります。現在に於ける省議會の代行機關は省政府委員會であつて委員九名乃至十三名は中央政府の任命する簡任職（勅任に相當す）である。

市廳には市長、秘書長、參事、各局長又は縣長、各局長によつて組織せらるる市政會議、縣政會議があつて施政の方針を議するが、其外に民選代表によつて組織せらるる參議會なるものがあり、市の場合には參議會から、代表四名を市政會議に加入せしめることになつて居る。

市政府には財政、土地、社會、工務、公安の諸局があり、其他衛生、教育、港務、公用等の諸局を設け得ることになつて居る、縣政府には公安、財務、建設、教育の各局があり、又必要に應じて衛生、土地兩局を置くことも出来る。

縣以下の區、鎮、郷などの自治團體の公署を「公所」と云ひ、町村會に相當するものに區務

會議、監察委員會があります。

司法干係では各省政府所在地に高等法院、各省の要地に地方法院、各縣に初級法院があります。

海關（稅關）は各開港場にあつて、其中特種名稱を有するものは

江海關（上海）江漢關（漢口）津海關（天津）閩海關（福州）粵海關（廣州）等である。

郵便は全國を廿數個の郵區に分つて各區に郵務管理局（遞信局）を置き、其下に各郵政局があり、各鐵道には夫れ／＼鐵路管理局（鐵道局）がある。

教育方面では全國を數個の大學區に分ち、三院（分科）以上を有する綜合大學を「○○大學」と云ひ單科大學は「○○學院」と稱することになつて居り、國立大學としては中央大學（南京上海）同濟大學（上海）北平大學（北平）中山大學（廣州）等十餘校あり、其他各省に省立大學、專門學校等がある。

尙財政部には海關を管理する關務署の外に鹽務行政を司る鹽務署があつて、各省の鹽務處、鹽運使、權運局を管理して居り、鹽稅擔保の監督機關に鹽務稽核所がある。



中央研究院は國民政府に直屬する民國最高學術の研究機關で、日本の各種の研究を一括した様なものであり左記研究所を含んで居る。

- |    |             |     |       |
|----|-------------|-----|-------|
| 1  | 物理研究所       | 所在地 | 上海    |
| 2  | 化學研究所       | 所在地 | 上海    |
| 3  | 工程研究所       | 所在地 | 上海    |
| 4  | 地質研究所       |     |       |
| 5  | 天文研究所同附屬測候所 | 同   | 南京鼓樓  |
| 6  | 氣象研究所       | 同   | 同 鷄鳴山 |
| 7  | 歷史言語研究所     | 同   | 北平    |
| 8  | 國文研究所       |     |       |
| 9  | 考古學研究所      |     |       |
| 10 | 心理學研究所      | 同   | 北平    |
| 11 | 教育研究所       |     |       |

- |    |             |   |       |
|----|-------------|---|-------|
| 12 | 社會科學研究所     | 同 | 上海    |
| 13 | 動物研究所       |   |       |
| 14 | 植物研究所       |   |       |
| 15 | 海洋研究所同附屬水屬館 | 同 | 青島    |
| 16 | 博物館並に附屬陳列所  | 同 | 南京成賢街 |
- 又衛生署の附屬機關には

- |         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 中央防疫處   | 同   | 北平天壇  |
| 東三省防疫處  | 同   | 哈爾濱   |
| 中央衛生試驗所 | 所在地 | 上海虬江路 |
| 全國海港檢疫所 | 同   | 同 九江路 |

等があり、各市にも市衛生試驗所が設立されて居る。

軍制は日本と大差なく、國民革命軍は數個の方面軍に分れ軍の下に師(師團)旅(旅團)團(聯隊)營(大隊)連(中隊)排(小隊)があり、兵種は歩、騎、砲(砲)工、航空、輜重、



交通、憲兵等の各種になつて居る。

國民政府は主席委員一人、委員十二人乃至十六人によつて組織さるるもので、國民政府主席は同時に中華民國陸海空軍總司令を兼ね、同副司令並に五院々長及副院長は政府委員中から選任せらるるものである。現在では副司令が首都南京に常住せざる爲めに北平に副司令行營（臨時駐劄署）が設けられてある。又一時蔣介石氏は主席をやめて總司令丈けになると云ふ様な説があつた様だが之れはどうしても不可分のものらしく、國民政府組織法にも明文を以て定められて居るのであるが、支那の如く軍閥が林立し、武力革命の是認されて來た社會に於ては將來と雖も軍人以外から主席を出す可能性が少く、此點が永久に治政上の痛になりはすまいかと云ふことを恐れるのである。

五院々長の中、行政院長は日本の總理大臣に當り立法院長は貴衆兩院長に當る譯であるが他の三院長は比較すべきものがない。

各部の長官は部長であつて日本の國務大臣に相當し、其下に政務及常務の兩次長があり、署

長、處長、司長、科長之に次ぎ、其外に秘書（書記官）參事（參事官）があり、部に依つては技監、技正（技師）技士（技手）がある。

各委員會は委員長及副委員長を選任することになつて居る。

省政府主席は省政府委員中から國民政府に於て指定し、其下に各廳長がある。市長は省政府から國民政府に呈請して任命し、其下に秘書、參事及び各局長があり、縣長は省政府に於て任命し、其下に各局長並に事務員、書記がある。市政會議並に縣政會議の主席は市長、縣長が之に當るものである。區以下の長官は夫れ／＼區長、村長等と稱する。

各法院には院長、庭長（裁判長）判事、書記官長（書記長）、主任書記官（監督書記）書記官（書記）の外に主席檢察官（檢事總長、檢事長、檢事正）並に檢察官（檢事）がある。

各海關の長官を稅務司（Commissioner）と云ひ、總稅務司、副總稅務司が之を統轄して居る。總稅務司は條約によつて支那と最も多くの貿易額を有する外國の國籍を有するものが任命されることになつて居り、現在迄は英人が獨占して居る貌である。

綜合大學の長を校長と云ひ其下に各學院長があり、單科大學も學院長と云ふ。



軍職は將官、校官（佐官）尉官を各上、中、少に分ち、其下に准尉あり、下士は上士、中士、下士、卒は上等兵、一等兵、二等兵に分つて居る。又相當官は上校軍醫、少校司藥、中尉軍需（主計）等と稱する。

臨時特設の官に綏靖督辦、清鄉督辦と云ふのがあつて共產黨及土匪の取締に任じて居り現有のものは前者に江蘇省並に豫鄂皖邊區、豫陝晉邊區等があり、外蒙古にも設置せんとして居る。後者には魯豫清鄉督辦がある。

藩部は蒙藏委員會の統轄する所で、官職は其行政區分に従つて盟に盟長、旗に札薩克（旗長）があり其居城を王府と云ひ、汗又は親王、郡王等が之を世襲することになつて居る。西藏は政教一致で達賴喇嘛の統治下にあり、達賴に亞ぐ班禪喇嘛は今西藏を去つて蒙古方面に駐蹕して居るが、最近國民政府から護國宣化廣慧大師の稱號を贈られ、青海西康宣化使に任ぜられんとして居る。各土司には宣慰、宣撫、安撫等の土官があり、國民政府では最近之を廢止せんとし

たのであるが、矢張り反對が多くて沙汰止みとなつた様である。

官吏の等級は一等から九等までに分れて居り、一等特任（親任）二等簡任（勅任）三、四、五等薦任（奏任）六、七、八、九等委任（判任）の四種になつて居り、日本の如く高等官、普通文官に分れては居りません。縣には一、二、三等縣の區別がある。



## 五、交 通

支那の交通を論ずるに當つてはどうしても「南船北馬」と云ふことを逸する譯に行かない。此言葉の意味は要するに南方では水路が非常に發達して居る爲め交通は總て船を利用し、北方では水路の便がないから悉く馬の力を借りなければならぬと云ふことで、現在では昔の民船(チヤンク、戎克) 舢板(シヤンパン) 划子(ホアツ、以上二者共に最も小型の客船) に代るに小蒸汽を以てし、馬、騾、驢、駱駝に換ふるに汽車、自動車を用いる所が多いが、其發達の徑路は矢張り南船北馬の喻へを超越することが出來ず、南方には小蒸汽船の航路網が非常に發達し、鐵道の敷設は北方に比し南方が非常に遅れて居るのは見逃すべからざる事實で、將來と雖も此大勢は動かすべからざるものであらう。

先づ鐵道から記述することにすれば、上述の如き原因と今一つ從來北平に政府があつた關係からか、鐵道は北平を中心として發達を遂げて居り、其爲め從來南船北馬の境界地たる河南の

朱仙鎮、除旗鎮等迄南下して居つた駱駝の隊商の如きは、今日では遂に蒙古以外に殆んど其影を没し、之れと同時に前述の諸鎮は昔ほどの繁榮を見る能はざる状態に立至つて居る。

北平を中心とする鐵道には平漢、平綏、北寧、津浦の諸幹線があつて、支那に於ける鐵道の中樞を形成して居ります。

北寧線 (Peiping-Mukden Railway, P.M.R.) は、北平前門東側から天津、大沽、山海關、錦州を経て遼寧省城瀋陽に至る線で、昔は之を關内、關外の二鐵路に分ち更に關内線は京津、津榆(榆は山海關の臨榆縣の略稱) 關外線は營榆、新奉等と稱して居り、最近迄は京奉線と云ひました。最終端の新民、奉天間は日露役の時吾軍で敷設したものでありますが、後に安奉線問題と引換へに支那側に譲渡したもので、今では滿鐵本線を通過して瀋陽城迄通じて居ります。又津榆線の一部天津—唐山—開平間は支那に於ける最古の鐵道の一で李鴻章が開平炭輸出の爲めに敷設したものであります。此れより古い鐵道としては一七七六年(明治九年) 上海、吳淞間に一度敷設されたことがあつて、今の上海の北河南路を鐵馬路と云ふのは其遺蹟であります。此頃は民衆が大に之に反對して線路を枕にして寝轉ぶなどの示威運動をやられた爲め、



遂に此れを撤回したもので、此レールは後に基隆臺北間に移設せられました。

北寧線はシベリア線を通じて支那と歐洲とを連絡する幹線を爲すもので、最初は英人の設立に係り津浦線、京滬線などと共に今日でも英國と特種の關係を持つて居るものである。支線としては通州鐵路（北平東便門——通州）南苑鐵路（北平永定門——南苑——黃村）平漢連絡線（豐臺——蘆溝橋）西沽、北戴河、秦皇島、葫蘆島、天橋廠の各引込線、柳江、大窩溝二炭坑の運炭線並に營口、朝陽（北票炭坑迄開通）の兩支線等であります。

津浦線（Tientsin-Pukow Railway, T. P. R.）は天津から濟南、徐州、蚌埠を経て南京の對岸浦口で京滬線と連絡し、上海と平津地方とを連絡する最も重要な幹線で、急行列車には裝甲車を用ひて北平迄直通します。徐州以北は北段と云つて獨乙人が建設に従事したものであります。支線には良王莊（良王莊——陳唐莊）運河（德州——橋口）黃臺橋（灤口——黃臺橋——膠濟線黃台）濟寧（兗州——濟寧）の諸線並に棗莊、賈旺の兩運炭線があります。

平漢線（Peiping-Hankow Railway, P. H. R.）は北平前門西側から保定、彰德、鄭州、信陽

等を経て漢口の漢水岸に達する支那中原の一大動脈で、始めは北平郊外永定河西畔の蘆溝橋を起點とした爲め蘆漢線と稱したことがあり、佛露兩國がベルギーシンヂケートの假面を冠つて巧みに其利權を獲得し、後に京漢贖路會なる愛國運動が起つて遂に之を回收したと云ふ利權獲得並に回收の歴史上、兩つながら特筆すべき大事件であつたのであります。

支線には坨里（良鄉——坨里炭坑）西陵（高牌店——西陵）房山（琉璃河——周口店炭坑）保定（保定——保定南關）臨城（鴨鴿營——臨城炭坑）安陽（豐樂鎮——六河溝炭坑）和尚橋（和尚橋——陘山）等澤山ありますが、多くは二十哩以内の狹軌運炭鐵道であります。漢口の客車着發驛は大智門車站で、下流の江南車站は江を隔てて粵漢線との連絡驛になつて居ります。尙此外に平漢線の支線と見做さるべきものに正太線及び道清線があります。

正太線は正定の北方石家莊から山西省城太原に至るもので、太行山脉を横斷する狹軌の山間鐵道であり、道清線は福中公司の鑛區の中心たる清化鎮から新郷に於て平漢線と交叉して道口鎮に至り衛河の水運に連絡する運炭鐵道であります。

平綏鐵路（Peiping-Suiyuan Railway, P. S. R.）は北平の西直門から北に向ひ八達嶺に於て



長城を踰え、張家口、大同、歸綏を経て包頭に至り甘肅方面より來る黃河の水運と連絡するもので、昔の京張、張綏二線の總稱であり、支那鐵道界の先覺者たりし詹天佑が外人の力を借らず獨力で建設した最初の鐵道として著はれ、同氏の銅像は今も八達嶺下の青龍橋驛頭に屹立して其功績を物語つて居ります。

支線には豐臺に至る連絡線（西直門——豐臺）環城鐵路（西直門より北平城の北東側を環りて東便門に至るもの）並に門頭溝（西直門——門頭溝炭坑）口泉鎮（大同——口泉鎮——永定莊、煤峪口）の兩運炭鐵道がある。

膠濟鐵路（Kiaochow-Tsinan Railway, K. T. R.）は青島から濟南に至る所謂山東鐵道で、獨乙人が敷設したのを日獨戦争で日本軍が押收し、山東還附と共に支那に返還したお馴染みの鐵道である。支線としては博山（張店——博山）淄川炭鎮（淄川——炭坑）金嶺鎮（金嶺鎮——鉄山）等がある。

隴海鐵路（Lung-Hai Railway）は詳しく云へば隴秦豫海鐵路で別に海蘭線とも云ひます。海州を起點として徐州、開封、洛陽、西安を経て蘭州に至るもの、支那には東西の水路が發達し

て居る爲め鐵道は南北に通ずるものが多い中に本線は唯一の東西横斷線であります。現在開通して居るのは徐州から潼關迄でありますが、其中間の開封（汴梁）洛陽間は随分古くから開通して居つて汴洛線（Pienlo Line）として知られて居りました。徐州、海州間の豫定路中に位して居る清江浦、西翻間の運鹽鐵路は將來此線に包含せらるべきもので已に本線で買收してあります。

北平に次で鐵道の中心地たるところは現在に於ては奉天であり、之に次ぐものは上海と廣州であるが後二者は海江に濱する爲め其發達は非常に局限されて居り、上海を中心とするものは京滬鐵路及び滬杭甬鐵路の二に過ぎない。

京滬鐵路（Nanking-Shanghai Railway, N. S. R.）は南京政府になつてから滬寧線を改稱したもので、南京（下關）から鎮江、蘇州を経て上海北站に至るもの、支線には淞滬（上海——吳淞）南京市鐵路（江口——中正街）の二つがある。

滬杭甬鐵路（Shanghai-Hangchow-Ningpo Railway, S. H. N. R.）は上海北站から松江、嘉興を経て杭州に至り更に紹興を経て寧波に達するものであるが、其中間の杭州——紹興——曹



娥江間は未完成である。支線は龍華——上海南站間及び杭州——拱宸橋間である、其外最近開通した諸暨鐵路（杭州對岸——諸暨縣）は將來金華から江西方面に延長する豫定ださうであるが、之れも本線の支線と見れば見られぬこともありませぬ。

上海對岸の浦東には浦東鐵路又は滬金鐵路と云つて楊樹浦の對岸の東溝口から浙江境の金山迄鐵道を通する計畫がありますが、現在では周浦——南匯、慶雲寺——川沙間に軌道車を運轉して居るのみであります。

廣州を中心とする鐵道は粵漢、廣九、廣三の三線で、新寧鐵路も將來廣州に連結せらるべきものでありませう。

粵漢鐵路（Canton-Hankow Railway）は漢口と廣州とを連絡する支那中原の大動脈で隨分古くから計畫されて居りますが、連年動亂の影響を受けて其中間三百哩餘は未だに未完成の儘残つて居ります。南段は廣州の外人居留地沙面に近い黃沙から起つて曲江縣（韶州）迄開通して居り、支線には黃沙の對岸石圍塘から三水に通ずる廣三鐵路があります。北段は武昌城外、漢口日本租界對岸の徐家棚に起つて岳州、長沙、株洲を経て豫口迄開通して居り支線には株州か

ら萍鄉に至る株萍鐵路があります。

廣九鐵路は香港の對岸九龍から廣州に至るもので九龍租借地内は英國の管轄に屬して居ります。支線には仙村から增城縣に至る增仙鐵路及び粉嶺から沙頭角に至る粉嶺支線があります。

又廣州の東門から龍眼洞に至る東龍鐵路と云ふ輕便線があります。

新寧鐵路は地方民營鐵路中の模範と稱せらるるもので台山縣の南海岸三夾海に蒞める斗山から台山（新寧）、公益埠、新會を経て江門の外港たる北街に至るもの、支線には台山から黎洞墟に至り、將來陽江縣迄延長せらるべきものがある。

以上で支那本部に於ける主要なる鐵道は記述し終つた譯で以下地方的の小鐵道に就て記すことにする。

潮汕鐵路は汕頭から潮安（潮州）に至り其船付場たる韓江岸の意溪に達する短距離の地方鐵道であるが、其設立は古く、日本人の技師によつて作られたものであります。又汕頭から東海岸に沿うて汕頭開港前迄粵東の要港であつた樟林案に至る汕樟鐵路は現在澄海縣迄開通して居



る輕便線であります。

福建省は最も鐵道に縁の薄い省で計畫されたことは度々ある様であるが、山の多い關係からか餘り發達せず、現存のものとしては僅に厦門の對岸程溪墟から龍溪（漳州）を経て漳浦縣に達する輕便鐵路の一部分が開通して居るに過ぎませぬ。

南潯鐵路は南昌から九江に至る線で江西省内唯一（但前記株萍線の一部は江西省内に入つて居ります）の鐵道であり、吾が東亞興業の借款によつて日本人の築造した線であります。

長江沿岸の運鑛鐵道には左の數線があります。

桃冲山鐵路 桃冲山（鐵鑛）——荻港

興國鐵路 陽新煤廠——黃陂口

大冶鐵路 大冶鐵山舖——石灰窰

象鼻山鐵路 象鼻山（鐵鑛）——吳王廟

幣廠鐵路 武昌大隄口——城内大朝街造幣廠

滇越鐵路（Yunnan Railway）は佛國の雲南經營を代表する唯一の武器で、安南境の河口から蒙自、阿迷を経て省城昆明に達して居り、支線には蒙自から個舊に至る錫の運搬鐵路があります。

又廣西省唯一の鐵路として同じく安南から鎮南關を経て龍州に達する佛國關係の線があります。

北支那に於ける小鐵道として前記道清線の延長たる清化鎮（博愛縣）孟縣間の清孟路があり、又渤海岸の羊角溝から壽光縣に達する壽光鐵路があります。

未成線の主なるものは次の通りであります。

滄石鐵路 滄縣（津浦線）——石家庄（平漢線）

濟順鐵路 濟南（津浦線）——順德（平漢線）

近年此線の代りに濟南から道口鎮に至る線が計畫され、又濟寧から道口に至る線も問題になつて居る様であります。



高徐鐵路 高密(膠濟線)——徐州(津浦線)  
浦信鐵路 浦口(津浦線)——信陽(平漢線)

此線は浦口の少し北にある烏衣鎮を起點とするものでありますが、其後烏衣から更に東方の瓜州迄延長して瓜信鐵路とする計畫もあります。

寧湘鐵路 南京——南昌——長沙間。

川漢鐵路 廣水(漢口の北方平漢線の一驛)——宜昌——重慶——成都間。

同成鐵路 大同(平綏線)——太原——永清(即ち蒲州、以上を同蒲線とも云ふ)——西安——

漢中——成都間。

沙興鐵路 沙市——貴陽——興義間。

欽渝鐵路 欽州——貴陽——重慶間。

以上の主要なる豫定鐵道を通觀して見ますと大體に於て東部に於けるものは東西のものが多く、南部に於けるものは南北のものが多く様であります。此の東部に於ける東西の線が多年懸案の儘放置せられてあるのは矢張り前述の如く水運の關係に基因するものらしく、殊に浦信、

寧湘兩線の如きは英國が自國の長江航權を擁護する爲めに單に其權利を保留して置くに止まるのではないかと思はれぬ様な點もあります。

支那の鐵道の軌幅は大部分標準軌道スタンダードゲージ即ち四呎八吋半(滿洲の東支鐵道は之れより廣く五呎)であつて、例外としては正太線及び滇越線の一米突軌幅メーターゲージがあり輕便線は二呎六吋が多い様である。前記二線がメートル、ゲージを使つたのは山が險阻で、廣軌敷設の餘裕がなかつたからであります。ソレから鋼鐵の枕木を使つて居るのは、膠濟線、滇越線等である。

以上を以て鐵道に關する大體の記述を終つた譯で、支那に於ても世界の氣勢に順應する譯か近年鐵道の敷設は非常に少くなつて(現在力を注いで居るのは隴海線と粵漢線の未成部分位のものである)其代りに自動車道路の築造に意を注いで居り、國民政府の建設委員會並に各省の建設廳が之に當り、又民間には王正廷を會長とする中華全國道路建設協會なるものが組織され、全國に數萬の會員を有し道路月刊(The Good Roads Monthly)なる機關誌を發行して提倡之れ努め全國に數萬哩の公路を建設せんとして着々其歩を進めて居ります。已に築造されたもの



も數千哩に上る様で最近完成されたものに南京杭州間の京杭國道があります。従つて各地に所謂長途汽車、(乗合バス)の運轉さるるものが多く、上海附近の如き水郷でも閑行や瀏河などで運行して居ります。又長距離のものでは重慶成都間、芝罘濰縣間などが有名であります。

航空路としては現在上海に中國航空公司があり、北平に歐亞航空公司がある。前者は現に滬漢線(上海漢口)漢渝線(漢口—重慶)を經營して居り、滬漢線(中間驛は南京、安慶、九江の三所)は月曜を除く外毎日、漢渝線(中間驛は沙市、宜昌、萬縣の三所)は一週二回宛往復し共に其間の行程は一日である。尙本公司は將來、上海天津間、重慶成都間、上海廣州間を開航の豫定である。

歐亞航空公司は將來中央アジアを經由して歐洲に連絡せんとするもので、現に甘肅新疆間の試驗飛行をなしつつあり、昨年一度は成功したものである。現在營業中の路線は北平より洛陽を経て南京に至るもの、及び南京から洛陽、西安を経て蘭州に至る二線で、兩線共一週二回各一日行程で運航して居る。

日本上海間の航空路は日本側で大に熱望して居るが支那側が之を好まず、只今の處實現の可能性に乏しい様である。

長江航路及び沿岸航路に従事する諸會社は支那の招商局、三北公司、英國の太古、怡和兩洋行及び吾が日清汽船等を主とします。

招商局(China Merchants Steam Navigation Co., C. M. S. N. Co.)は支那唯一の官督商辦の汽船會社であつて、吾が郵船會社に相當すべきものでありますが其勢ひは甚だ振はず、長江航路などに於ても常に他國の後塵を拜するに過ぎません。長江航路に使用する汽船には江安、江順の如く江の字のついたものが多い。

太古洋行は支那航業會社(China Navigation Co., Ltd., C. N. C.)の取扱店で其船名には支那の省名及び地名を使用して居る。

怡和洋行は印度支那航業會社(Indo-China Steam Navigation Co., Ltd., I. C. S. N. Co.)の取扱店で長江航路の船には吉和、徳和の如く「和」のついたのを用ひ、沿岸航路には怡生、廣



生の如く「生」のついたのを用ひて居る。

日清汽船會社 (N. P. S.) は往年長江航路に各獨立營業をして居つた大東汽船、湖南汽船及び郵船、商船の四社の合同によつて成立したもので、一個の會社としては斷然長江に覇を稱へて居ります。長江航路使用船には洛陽、鳳陽等の「陽型」船及び大福、大貞等の「大」型船の二種があります。

長江航路は大別して上海漢口間、及び漢口より宜昌、長沙、常德間、並に宜昌重慶間の三とし、使用船は夫れ〳〵二三千噸、以上千五百噸内外及び千噸以下と云ふ風になつて居ります。此内宜昌重慶間の所謂三峡航路は險灘多く會て獨乙の砲艦が沈没したことがあり、汽船の航行は不可能とされて居つたが、二十年前英人プラントが特別淺吃水の蜀通と云ふ汽船を作り川江輪船公司が出来て以來、各國競つて之に當り今日では前記五社の外川合公司外數個の支那會社も之に従事して居ります。軍艦の遡江は我が伏見、鳥羽等は叙州迄、英國のウッドラーク等は更に嘉定迄遡江したレコードがあります。

沿岸航路のみを經營して居る會社は支那側では、

寧紹輪船公司

上海寧波間

政記輪船公司

主として渤海灣、船名には皆下に「利」字を附す。

開礦礦務局

開礦炭の運搬を主とし、船名には下に「平」字を附す。

南洋航業公司

船名には皆上に「華」字を附す。

等を主とし日本側では

大阪商船、大連汽船、朝鮮郵船、山下汽船、阿波共同汽船、日華協信公司、申享洋行等があります。

又内河専門の會社としては

大達公司(支)上海、崇明、海門、通州、揚州間。船名には「大」字を冠せるもの多し。

大通公司(支)上海、通州、揚州間。船名の下に「大」字を附す。

省港澳輪船公司(英) 香港、廣東、澳門間。

德忌利公司 (Douglas Co. 英) 同 前。

西江公司(支) 西江沿岸。



等を主とします。それから純然たる内河の小蒸汽曳舟業は江南地方の上海、蘇州、杭州、嘉興平湖、常熟、湖州一帶並に江北の仙女廟、清江浦地方に至る迄を最も盛んとし、此れに従事する會社には

英の老公茂内河輪船局及び我が戴生昌輪船局。

支那人の招商内河輪船局、泰東輪船局、王昇記輪船局、立興祥記内河輪船局、泰昌公司等

之れに當つて居ります。

近海航路中日支間の航路を經營するものは、

日本上海間、日本郵船。

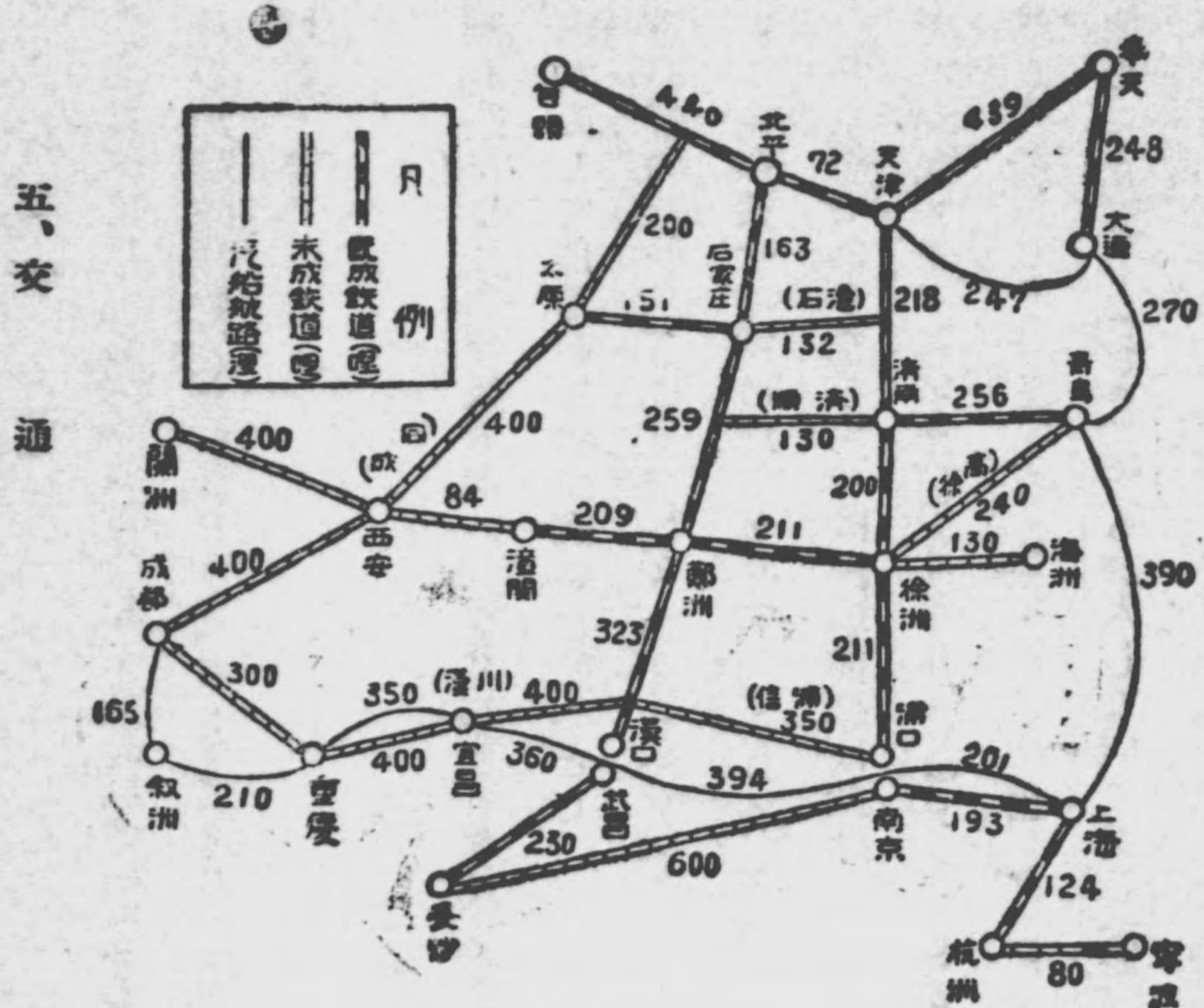
日本青島間、日本郵船、大阪商船、原田汽船。

日本北支那間、近海郵船、大阪商船等。

臺灣南支那間、大阪商船。

香港を基點としてシヤム、南洋方面を巡航するものは太古、怡和兩洋行。

支那交通幹線圖



五、交 通

其他上海に寄航するものとしては

我が郵船、商船の印度航路

英の彼阿、英印、印度支那航業等の印

度日本航路

和蘭の渣華公司(Java China Japan Li-

ne)等があります。

米國航路には

我が郵船(N. Y. K.)商船(O. S. K.)

國際汽船("K"Line)

米の米國郵船(American Mail Line,

Dollar Line 取扱、米國國有船 Presi-

dent型運航) Barber Wilhelmsen Line



(天祥洋行 Dodwell & Co., Ltd. 取扱「太」字を冠せる各船運航)  
英の加奈陀汽船(Canadian Pacific Steamships Ltd., Empress 型運航)藍筒汽船(Blue Funnel Line)等。

歐洲航路には支那復航同盟(China Homeward Conference)と云ふ船主同盟がありました。これに加入して居るのは我が郵船を始めとし、

英の彼阿汽船(Peninsular & Oriental S.N.Co., P. & O. 始めイペリア半島の航路を営み漸次東方に擴張せる爲め此名を存す) Glen & Shire Line 等佛の(Cie Messageries Maritimes, M. M.)等でありまして、歐洲戦前迄は此外

獨の北獨ロイト(Nord Deutcher Lloyd, N. D. L.)

漢米汽船(Hamburg Amerika Linie, H. A. L. 亨寶公司)

奥の Austrian Lloyd 等も加入して居りましたが、戦争勃發後除名され、Austrian Lloyd は戦争後伊太利の Lloyd Triestino S. N. Co.) に變化した譯であります。

#### 尙此外我商船

英の Ellerman Line, Ben Line, Blue Funnel Line 等

和蘭の Holland East Asia Line (H. E. A. L.)

丁抹の East Asiatic Co. of Copenhagen,

瑞典の Swedish East Asiatic Co., Ltd.

諾威の Norwegian Africa and Australian Line.

などが代表的なものであります。



## 六、金 融

支那の金融機關は大體に於て之を次の三種に分類することが出來ます。

- 一、支那側金融機關（錢莊、新式銀行）
- 二、外支合辦金融機關
- 三、外國金融機關

(一) 錢莊 (Chien chung) 錢莊は支那在來の舊式銀行で今日でも新式銀行と共に銀錢兩業と並稱せられて牢固たる勢力を持つて居ります。商賣上などではどちらかと云へばまだ新式銀行の方が一籌を輸して居る位で、其原因は貨幣の單位が兩建てであるのに通貨には兩がなくて元（銀弗）のみであり、従て銀行の發行する紙幣は元を主として居る爲め、兩建ての小切手を發行する位ならば在來の錢莊式の莊票（簡單なる約手）支票（小切手）を用ひた方か手つ取り早いといふのに起因して居るのであるまいかと思はれます。最近起つてゐる廢兩改元問題は無論

貨幣單位の統一が目的であつて早晚免れざる運命であるが、一面から觀察すれば此れは新式銀行業者の錢莊撲滅運動と見られないこともない譯であります。

錢莊の中には銀號と稱するものもあり、特に有力なるものを滙劃莊と云ひます。各省省立のものを官銀號と云ひ、又別に全國的に爲替業を營むものに票莊と云ふのがあつて山西人の獨占到歸して居りましたが、近來新式銀行の勃興によつて共に大に衰微して參りました。錢莊より小さいものを錢舖と云ひ主として兩替をやつて居ります。

(二) 支那新式銀行 支那人經營の新式銀行としてその濫觴を爲すものは一八九六年に創設された中國通商銀行といふことになつて居り、今日でも尙ほ存在してゐます。爾來歳を閱するに隨つて發達を遂げ、殊に歐洲大戰後の一九二〇年頃から二、三年に亘りては全國で年々二十内外の新設銀行を見るといふ有様でありました。

現在是等新式銀行中の主要なるものとしては大體に於て次の如きものであります。即ち

中央銀行 (The Central Bank of China) 近年の開行に係り吾が日本銀行に相當す。

中國銀行 (The Bank of China) 従前中央銀行の業務を執りたるものなるが、中央銀行設立



後民國十七年より國際爲替銀行に變更されしもの、我が正金銀行に相當す。

交通銀行 (The Bank of Communication)  
鹽業銀行 (Yien Yieh Commercial Bank)

以上二行は鐵道收入鹽稅等を取扱ふ特種銀行で當初は一黨一派の私利を圖る機關の如き觀があつたが此頃では大分改善されて來た様である。

現在支那財界の霸權を握つて居る浙江財閥の機關銀行として一見明瞭なるものは

浙江實業銀行 (The Chekiang Industrial Bank, Ltd.)  
浙江興業銀行 (The National Commercial Bank, Ltd.)  
四明銀行

などで、一般的の名稱を附して居るものには

中國通商銀行 (The Commercial Bank of China)  
中國實業銀行 (The National Industrial Bank of China)  
中國墾業銀行

中國農工銀行 (The Agricultural-Industrial Bank of China)

其他地方銀行中出色のものとしては

金城銀行 (The Kincheng Banking Corporation 天津)  
中孚銀行 (Chung Foo Union Bank 天津)  
大陸銀行 (The Continental Bank 天津)  
東亞銀行 (The Bank of East-Asia, Ltd. 香港)  
廣東銀行 (The Canton Bank 香港)  
等を主とし、南洋華僑設立のものには  
中南銀行 (The China & South Sea Bank, Ltd.)  
合豐銀行 (The Ho Hong Bank, Ltd.)

等があります。

以上の中初めの十行位は皆兌換券を發行して居り、又鹽業、金城、中南、大陸の四行は聯合して上海、天津、漢口三ヶ所に四行準備庫を設立し専ら中南銀行をして兌換券を發行せしめ、



毎週其準備金を公布して居ります。

(三) 外支合辦銀行 合辦といふ企業組織の發生した動機は極めて複雑多岐であります。要するに外國人が支那人と相提携して經營することが營業上利便多く、兩者共に其特權を利用し享受することが出來得るからであります。従つて一時は獨り銀行のみでなく一般企業界にも此種のもの設立が非常に多く、銀行に就いて見ても日支合辦の十三行を筆頭とし佛支、米支、露支等で約二十行にも上りましたが、近年支那人の對外觀念に急激な變化を生じたことと對手方本國に於ける經濟的變化による影響を受け孰れも不成績で閉鎖、業務の中止等續出し不振を極めて居ります。

(四) 外國銀行 支那に於ける外國銀行は一八四五年英國の東洋銀行支店が、香港に設立せられたのを嚆矢とし、次いで一八五三年に同じく英國の「チャータード・バンク」が香港に分店を置き同五七年更に支店を上海へ設けたのが、支那本土に於ける洋式銀行の濫觴を爲すものであります。

爾來支那に經濟的地盤の開拓を目指す諸列強は競つて銀行を開設し大體に於て上海を中心と

し、その他の主要な開港場には各國其支店又は分店を設置して金融網を張り、その重厚なる資本と、信用とを利用して夫々所在地に雄視し、或る意味に於て支那に對する金融的支配者を以て任じたのであります。

即ち我が正金(全國各地)、臺灣、朝鮮(此二行は長江を境界として夫れ々南北に分れて居る)三井、三菱、住友(上海)正隆(安田系、滿洲北支)等を始めとし、英國系の

滙豐銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corporation, H. & S. B. C.)

麥加利銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China)

有利銀行 (The Mercantile Bank of India, Ltd.)

佛の東方滙理銀行 (Banque de l' Indo-Chine)

米の花旗銀行 (The National City Bank of New York)

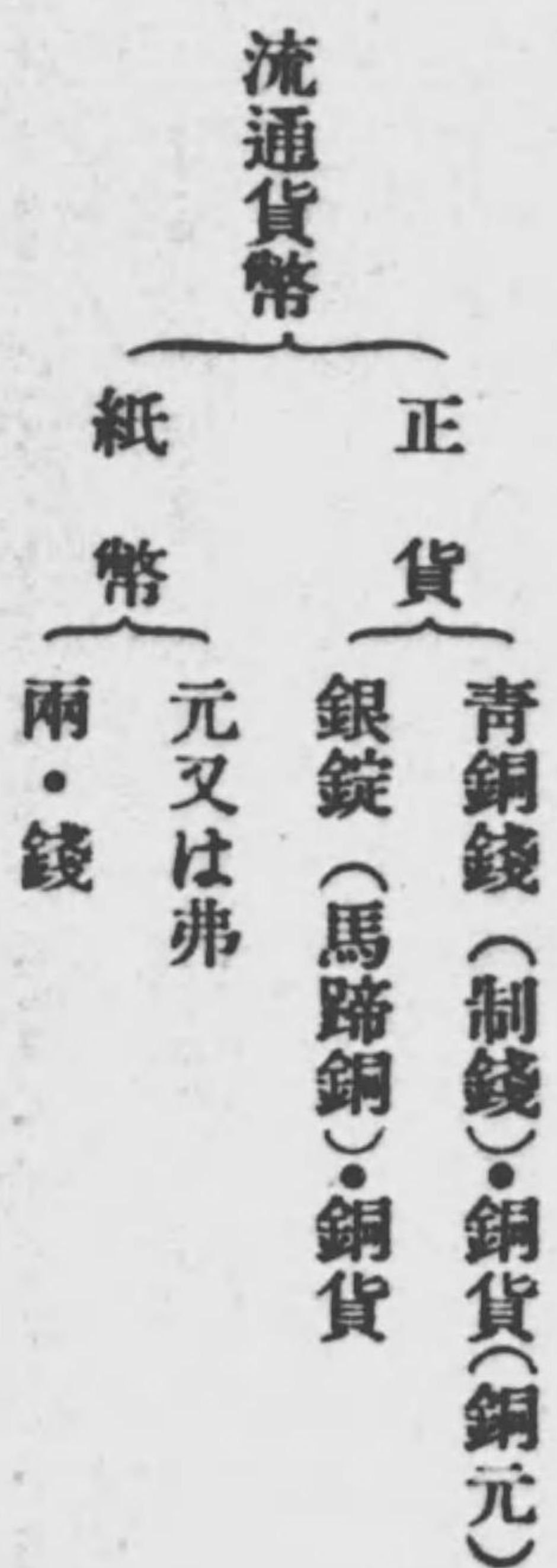
等が、代表的なもので従前は皆夫れ々兌換券を發行して居りましたが、最近排外の影響を受けて今では殊んど其影を潜めました。而かもまた前にも述べた通り支那人の對外觀念が變化した結果として、濫りに従前の如く利權關係を有する政治的借款は行はれず、殊に支那人の銀行



業務が發達して來たため漸次その甘味を失ひ、従つて外國銀行の支那に於ける勢力、業態は支那人銀行の發達と共にその逆現象を呈するのではないかと思はれます。

支那の貨幣制度は從來極めて複雑不統一を極めたものであります。即ち日々はその交換價值が相場によりて變動し、其結果として價格の尺度たるべき貨幣の機能を充分に發揮することが出來ず、惹いては之が國民經濟の發達を阻害することは頗る大なるものがあります。しかし生れ落ちるとから、かかる環境で育つた支那人殊に商人は、これを煩雜なものとは考へず、寧ろこれを實生活に對する興味ある現象とさへ考へてゐるようであります。

今その流通貨幣を大別表示すれば略次の如くであります。



正貨(即ち硬貨)には「兩」單位のものに、元寶(馬蹄銀)、「元」單位のものに圓銀があります。馬蹄銀は普通五十兩位の太さであります。品質も量目も一定して居る譯ではないので云はば一種の銀塊に過ぎず、小さい取引には之を分割して使用します。

圓銀即ち大洋はメキシコ弗の輸入によつて流通する様になつたもので、其後各省の造幣廠でも之に倣つて所謂龍洋を製造し、又各外國から輸入せられたものも多く左の各種があります。

新洋 民國になつてから鑄造せられたもので孫文及袁世凱の肖像を刻せる二種あり、總統洋大人頭牌等と稱せられ今日にては流通額が最も多い。

龍洋 清朝時代の光緒通寶、宣統通寶及び我圓銀等の總稱で表面に龍が刻してあるので龍洋と云ひます。また通寶には其製造廠によつて北洋、江南、廣東、湖北、四川等の各種があり、新洋と共に殆んど全国的に通用して居り、只だ我圓銀は江西及び福建に通用するのみであります。

鷹洋 是即ちメキシコ弗で裏面に鷲を刻しあるを以て此名があり、又英洋とも稱せられ主として長江筋に通用して居ります。



站人洋 チヤンシヤン は香港弗で、その錢面に女神の立像を刻せる故此名があり、兩廣、福建、北支那地方に通用して居り又站人本洋と稱せらるるものは西班牙弗でカルロス帝の像を刻しある故一にカルロス弗とも稱せられ、現今では蕪湖附近にのみ通用してゐる。

又南支地方には西貢弗の通用する所もあります。小銀貨即ち小洋は龍洋と同じ製造廠のものを主としますが今日では二角のもの以外殆んど見られない様になりました。

銅貨には十文、二十文、百文等の各種があり、十文の通用するのは上海以南の沿海各省位のもので其他の地方は二十文以上のもの通用する處が多い様です。制錢即ち一文錢は此頃殆んど通用して居りませぬ。但し計算の單位としての文は勿論まだ存在して居ります。

銀角 ギンカク 一元（一圓又は一弗ともいふ）以下の補助貨幣で（銀輔幣）として用ひられる小銀貨で、我邦の十錢銀貨に相當する一角と、二十錢に相當する二角とがあります。法律では十進法により一角は十枚、二角は五枚で一元に當ることに規定されて居るが、事實はその需給關係によつて換算率が決定される、従つてその日々の相場により今日は一元銀貨に對し十二角を以てしても明日は十三角を以てするの類であります。

銅圓 ドウエン これは普通の我邦の銅貨に似たもので一名銅元、銅圓等といつて、國幣條例（我邦の貨幣條例に該當する）では銅幣といふ名稱になつてゐるが、また銅子兒、銅角なども俗稱されて居ります。

銅元は前清の光緒年間に廣東省で鑄造されたのが抑もの濫觴で、爾來各省でそれに倣つて鑄造したもので、當時は本位貨たる制錢の不足を補ふ爲めの所謂補助貨幣として發行せられたものであります。従つてその種類は一文、二文、五文、十文、二十文、五十文、百文、二百文の八種となつてゐたが、其後漸次淘汰作用が行はれ、現在流通してゐるのは十文に當る當十銅元即ち我邦の一錢銅貨と當二十銅元即ち二錢に相當するものの二種であつてその他のものは殆んど影を潜めてしまひました。その計算方法は銀圓と同様十進法により當十銅元ならば十枚當二十元なら五枚で一角（十錢）となるべき筈でありますが、これ亦日々相場の變動があつて一定せず、當十銅元二十枚で一角の時もあれば、二十五枚を以てしなければならぬ等之を或る一定年代によつて比較すると驚くべき幅を生じてゐます。

銅錢 所謂制錢と稱する穴あき錢で、銅に鉛を配合して鑄造したもので、支那で最も古くか



らある形式のものであります。その重量品位等は時代によつて異つて居る。併し、現今では支那も經濟生活の程度が向上し、一文二文といふ様に計算の單位としては名目を存してゐますが餘程邊僻の地方は兎も角として開港場及都會地からは殆んどその姿を絶つてしまひました。

紙幣 支那の兌換券は國家銀行から發行せられるものの外に、各私立銀行並に外國銀行で發行され、其他錢莊で發行する莊票、大商店發行の錢票、銅元票等と稱ばれる小額紙幣まで、各種各様の紙幣が市場に流通し、また是等の兌換券の流通は普通一省内に限られて居り、従つて常に種類の繁雜なる許りでなく、また極めて不便なもので、若し他省で使用する場合に可なり高率の割引を承知の上でなければなりません。

これが爲め民國四年北京政府は紙幣取締例を公布し、同九年更に修正して施行して居たが實際上法律が強制力を有せない爲めに全く空文に等しきものであつた。次いで民國十六年現國民政府の成立を見るに至つて同政府は中央銀行を創設して銳意是等紙幣の統一に努めて居り、又從來信用のあつた外國銀行も前述の如く、時代の推移に應じて、發券業務を中止するなど、漸を逐ふて整理されて居るとは云ふものの、未だ全國的には、幾十百種の兌換券が流通してゐる

といふ有様であります。

幣制改革 前述の如き亂雜な貨幣制度は現代文明國には殆んど見ることの出来ないことで、此種の現象こそは現代支那の封建的社會から、現代の文明國社會への過渡的狀態にあることを實證するものであつて、支那が國際經濟への本流に合して國際的國家として進まうとするには、可及的速かに斯かる特殊な事情から脱することを必須の條件と致します。

これが爲め支那政府に於ても歴代幣制の改革に意を用ひて居る譯であります。幣制改革に就いては已に前清の末年も唱導され、光緒二十八年（一九〇二年）には上諭によつて改革が計劃され、米國人ゼンクス博士、總稅務司ロバート・ハート氏等によつて調査研究が行はれた。また民國初年（一九一二年）には米國人ヴキセリング博士を幣制顧問として招聘し、次いで民國六年には我邦の阪谷芳郎氏（現男爵）が顧問として北京に赴き、その結果として民國七年には金券條例及幣制局官制の發布を見るなど、相當にこの方面に注意が向けられたが、種々なる事情の爲めに實效を擧げることが出来なかつた。

更らに近く國民政府は多年に亘るこの國家的懸案を實現する意氣組で學界から貨幣博士とま



で云はれる米國プリンストン大學教授ケメラ博士を首班とする十二名の専門家を招聘して、支那財政専門委員會なるものを組織し約二ケ年間に亘る調査研究の結果「中華民國金本位制逐次採用法案」なるものが作成せられた。その骨子は漸次（併し可及的速かに）支那に金本位制を採用するを可とするといふので、その新貨幣單位を「孫」(Sun)と定め、支那國內には金貨を通用せしめず、新に（一）銀孫（沽價で一銀孫に當るもの）（二）五十仙二十仙の補助貨幣並に十仙及五仙のニッケル貨幣（三）一仙、半仙、及二厘の銅貨を制定し、一定時期以後は新貨幣のみに改めるといふのである。

内國爲替—支那の金融機關と貨幣制度に就いては前項に述べた通りであります。何分貨幣制度の複雑な國ですから、従つてその爲替の如きも他の先進國に見るような單純化せられたものでなく内國爲替が恰かも外國爲替の如き複雑さを有して居ります。現在支那の内國爲替に用ひられてゐる貨幣は前に述べた銀元と銅銀の二種で、銅銀に依るものを銀滙 (Yin hui) 銀元によるものを洋滙 (Yang hui) と呼んで居ります。

そして前に述べたやうに地方によりて種々標準の異なる貨幣が流通して居りますので、内國

爲替の平價を算出するには支那金融の中心地たる上海を標準として各地の兩との比價を求め、これによつて兩地間の平價が定まり爲替相場はこれに運賃、保険料及諸掛りを加へたものを基準として變動するので、その變動は銅銀に對する需給の多寡、爲替に對する需給の多少、銀元現送費の高い、廉い等によりて變動を生ずるのであります。

爲替手形には一葉のもの、二聯單といひ二葉から成るもの、及び三葉から成る三聯單と云つて送金依頼人、支拂人、及手形發送人等に分たれるものとあります。

その支拂の期限は概ね一覽拂と十五日を最長とする期日拂とであります。これら内國爲替の取扱は主として錢莊郵便局、票號、支那新式銀行及外國銀行等によつて行はれてゐます。

外國爲替—支那は銀を通貨とする國でありますから、金本位の諸外國との爲替には金銀の比價を決定してかからねばなりません。従つて金本位國相互間に於ける如く兩國本位貨幣の法定比價を比較して交換の比例を定めるのは大分趣きを異にして居ります。支那の對外爲替は普通倫敦の銀塊相場を標準として建てられるのであります。外國貿易の中心地たる上海は、同時に外國爲替の中心地（内國爲替に在つても）となつて居ります。従つて銀の上海兩と金の



外國貨幣に對する當時の比價を示すものと看做して差支ありません。此の比價は世界銀市場の中心地たる倫敦の銀塊相場によつて決定されるのであります。併し倫敦銀相場の變動は極めてその騰落の甚だしいものであります。従つて之を標準とする支那の外國爲替相場も極めて變動の激しいのがその常態であります。

それならば爲替相場の建て方はどうするかといふと、大體に於て上海では多年の歴史上、上海の對外爲替の指導的地位を占めて居る滙豐銀行で毎日發表する爲替相場(Opening Rate)に據るのが、通例となつてゐます。

その算出方法は少しく煩雜でありますから略しますが、要するに倫敦銀塊相場を基準として其日の倫敦電送爲替相場を算出するのでエッチ・オー・ホワイト氏の公式によれば其日に於ける倫敦銀塊相場に一・一八二の恒數を乗じたものが上海對倫敦電送爲替相場となるので、これをパリティ (Parity) と呼んで居ります。

また日本宛の相場は英貨に對するクロス・レートから算出し、その時の市場氣配、銀行出合の都合等を參酌して適當な相場を建てるのであります。

是等の外國爲替は主に支那に在る外國銀行によつて取扱はれて居ります。外國銀行は普通外國爲替銀行 (Foreign Exchange Bank) と云ひまして、上海では上海外國爲替組合 (Shanghai Foreign Exchange Bankers Association) なるものが組織され、爲替取引上の商慣習の統制を計つて居ります。これに對して支那銀行は從來海外に支店の設けなく取引上の聯絡が不充分なので、中國、交通銀行其他一、二對外爲替を取扱ふ銀行が無いではありませんが、微々として振はず、殆んど實權は外國銀行に壟斷されて居ります。

外國銀行中わけでも有名なのは英國系の滙豐銀行 (ハンプトン・バンク、上海黄浦江畔に大圓塔を戴き巍然として江を壓して聳立する白聖宮の如き建物こそ、絶大なる金融霸權を象徴するものとも見られませう。これに亞いで我が正金銀行の如きもその雄たるものであります。



## 七、商 業

支那では古くから尊農賤商といつて、農業を尊び、商業を賤視するの風がありました。これは農業時代にあつた支那としては當然なことで、國家の經濟の基礎を農業に置き、社會の諸機構をこれに順應させる様に仕向けられたものであります。併しながら私有財産制度が認められ蓄積といふことが行はれるやうになれば、其處には必然的に交換經濟の發達があり、商業の發展を來すのは當然なことで、區々たる人爲的方法でこれを抑壓することの出來ぬことは明かであります。

従つて歴代尊農抑商主義をとつたにも拘らず、商業は益々發達し、内國商業としては極度の發達を遂げました彼の經濟學、社會學的に研究の對象として興味ある幫、公所等と稱へられる西洋のギルド(GUILD)我邦の同業組合に該當するものの發達は國家統制の不充分なるがままに政治的、社會的にその自衛的手段として生れたものではあります。その反面には内國商業と

しての發達が極點に達し、そこに自らの統制によつて同業の増加を抑制し、利潤の増加を圖る意思が含まれて居るのであります。

斯様に商賣は抑へつけられながらも古くから三百六十行などといふ言葉が用ひられてゐます。これは單に其の種類の極めて多いことを示したのですが、廣東では現に七十二行商と稱へるものがあります。これとても五十乃至百位までの種類をその語呂から七十二といふ風に稱ふる俗習に據つたものであります。大體に於てその種類を擧げることが出來ますから參考の爲めその名稱のみを掲げて見ませう。

銀行(銀行兩替店)・金行(金銀首飾)・當行(質店)・絲行(生絲問屋)・出口東絲行(輸出機械製絲)・茶行・熟膏行(鴉片)・生膏行(粗阿片)・柴行・米行・油行・醬料雜貨行・酒行・海味行・姑蘇行(江南食料品)・牛皮行・鹹魚行・猪肉行・鮮魚行・靴鞋行・皮革行・鷄鴨行・菜欄行(蔬菜類)・高樓行(酒樓)・餅行・布行(綿布)・疋頭行・染料行・帽行・願綉行(刺繡)・新衣行・故衣行・玉器行・烟絲行・藥材行・洋參行(輸入人參)・綢緞行・紐項行(ボタン類)・腊丸行(蜜臘藥材)・參茸行(人



參、鹿茸)・豆腐行・銅鐵行・缸瓦行・磚瓦行・檀香行・鏡燈行・南北行(南北支那の貿易品取扱)・泥水木匠行・杉行(杉材)・雜木行・瓷器行・洋油行(石油)・糖行・生藥行・書籍行・麥子行・荳行(豆類)・石行・竹器行・搭棚行(竹や木材で裝飾を造るもの)・鐵犁行・花犁行・料器行・車花行・油漆行・牌扁行・儀仗行・洋燈行・紅白紙劊行・打餉行(代理行)・香行・山貨行・顏料行・錫器行・種香行・長生行・茶箱行・鮮果行・南番兩屬押行(質屋)・洋貨行・花蓆行・桂皮行・戲班行・官粉行(白粉)・絨線行・劊花行(婦人修髮料)・生煙行・金線行・象牙行・花紗行・低料行・機房綿織行(機業)

右の行といふのは我邦で昔行はれた座、西洋のギルド(Guild)に似た一種の同業者の組合のことです。

大體に於て廣東の商業の種類は以上のやうなものでありますが、併し其種類は時代の推移によつて一定不變のものでなく常に變化しつつあることは今更いふまでもありません。

(1) 商業の種類 支那の商業は大體に於て一般商業と特殊商業の二つに分類することが出來

ます。一般的商業と申しますと普通の小賣業(零賣業)、卸賣(批發業)とそれから普通の媒介仲立業に屬するコムミツシヨン・マーチャントたる中人(一に摺客とも云ひます)通關業、回漕業、運送問屋(轉運業)などであります。次に特殊商業と云ひますと特許商人たる牙行、外國商人に屬して支那商人との間に立つて取引の仲介に當る買辨などであります。

今これ等のものに就いてその大要を述べてみます。

零賣業(Lin mai Yeh)普通の小賣業であります、併し一口に小賣業と云つてもその階級には大、中、小いろ／＼あつて、彼の路傍や軒下、露路の入口などに品物を陳列して、それこそ零細な商ひをするものもあればまた堂々たる店舖を構へ、金色燦然たる看板(招牌)を掲げて盛大に營業するものもあります。

批發業(Pi fa Yeh)これは我邦の卸賣業に當るもので大體に於て同じ様なものであります。これ等の外に生産者と商人、商人と商人との間に立つて賣買交易の媒介に當るものがあり、また近年となつては百貨店、信託業、取引所(交易所)等の新式の營業も行はれて居ります。今その一々に就いて説明する必要もないと思ひますから、その特殊性を帯びた摺客・牙行・買



辨等を擧げて簡單に説明を加へてみませう。

捐客 一に中人とも云つて、賣買の周旋を行ふもので、仲介業者 (Broker) の一種であります。その起原は外國との通商開始後のことと云はれてゐますが、彼等は自己の計算と危険とによつて賣買に従する場合も多く、日本の問屋業とも見ることが出来ます。そして彼等には店舗を構へて居るものと、然らざるものがあつて、何れも地方から開港場に集まる所謂客帮の依頼に應じ、或は商品の賣行を見越してその買入れに従事するのであります。その取扱ふ商品は一般商業貨物は勿論不動産不動産をも扱ひ、特に綿織物の取引に於て此種捐客を仲介とする場合が多いやうです。その手数料 (佣金) は商品の種類その他の關係で必ずしも一定しないが、普通三分乃至四分口錢といふことになつてゐます。彼等は年來の取引上地方商人との間に一定の得意を有し、相互に信用を重んじ、聊かも違約等のことなく、従つて其の契約に際しても外國人との場合には英支兩國文で詳細に記載した契約書を用ひることになつて居るが、支那人同志の間では契約書を用ふることなく、單に口頭契約に依るのが通例となつて居ります。

牙行 (Ya hang) 支那では牙人、牙儉などと云つて其の發生は極めて古いものですが、一種

の仲介商人にして我邦の問屋の様なもので、一に行棧とも云ひ、棧は倉庫の義で普通倉庫業を兼營して居り、南方の香港、澳門地方の九八行、平碼頭、南北行等といふのはこれであり、彼等は從來官府から特許を受けて營業し、一省に幾戸と制限せられてゐたものであります。

彼等の營業は前述の如く一種の問屋にして倉庫業を兼ねたやうなもので、客商と云つて地方から土産品を運搬し來つて市場に賣却し、更に所要の商品を購入して歸る商人の依託を受けて自己の名で賣買を行ひ、代金の取立て、貨物の運送、取次、通關手續、税金の代納等萬端に亘つて斡旋の勞を執り、また倉庫の設備を有して貨物の保管に任じ、或は客室を設けて地方商人を宿泊せしめなどしてその便宜を計るものであります。また同郷人たる客商自身も意を安んじて牙行に萬事を委託することが出来る譯で、而かもその手数料は佣金又は牙錢と云つて勿論地方により、その商品によつて必ずしも一定しないが、大體に於て二分内外で、普通賣手から支拂はれることになつてゐます。

また時としては賣手又は買手の爲めに金融を行ひ、必要あれば前貸、立替等にも應じ、また倉庫料 (棧租) の如きも頗る低廉であるなど、支那では商業上、極めて重要な機能を有するも



のであります。

買辨(Mai pan)歐米人は“Compladore”と呼んで居り天津地方では領事的と呼んでゐます。これは支那に於いて獨特の發達を遂げたもので、その機能は外國商人に代つて支那人との一切の商取引に任ずるものであります。彼等は其の所屬する會社、商館内に一室を所有し、自己の經費で部下を使用して契約で定められた仕事をし、これに對して一定の手數料と利息を得ることを目的とする一種の仲立業とも目すべきものであります。

何故支那に斯様な特殊なものが發生したかと云ひますと、元來支那は我邦同様に六、七十年前までは鎖國主義を採つて居たために、遽かに開國となり、通商貿易が行はれるやうになつても外國人は支那の國情に疎く、また支那人側も外國語や貿易上の商慣習に習熟しないため種々なる不便がありました。そこで外國人は支那人の外國語に通じ且つ商務に熟達した者を雇つて之を代理として緩かに交易を行ふことが出來た。これが買辨といふ特殊制度の發達を見た所以で、爾來外國人殊に歐米人の支那で通商に従事する者は擧つて此の方法を利用するやうになつたのであります。

次に買辨の資格ですが、右に述べたやうな職掌を有つて居るのでから外國語、殊に貿易語たる英語に熟達し、支那の商取引上の慣習に練熟するのみでなく、それ自身相當の財力を必要とし、且つ相當社會的信用を有する者でなければなりません。

そして彼等は外國人の經營する商社、銀行、汽船會社等に附隨して各種の支那人方面に對する外交事務に當り賣買の直接支配人の如き立場に在つて貨物の取引から苦力の使役まで扱ひ、また會計係として、彼の不統一極まる貨幣の取扱、鑑別に従事する等事實その支配人も同様な立場にあります。従つて彼等は單なる手代のやうなものではなく、契約に従つて身元保證金を納め、委託者たる外國人の代理として第一線に立つて働らいてゐるので、その収入の如きも決して尠いものでなく、俸給としての百弗、二百弗とかいふ金は彼等の車馬賃位にしか當らない。その主要なる収入は其手數料(Commission)と立替金の利子其他の雜多な利得が附隨するので大商店の高級買辨の収入は極めて莫大なものであります。併し稀には市況の觀測を誤まり、莫大な損失を蒙りて破産する者がないでもありません。

買辨とは大體右のやうなものであります。支那も通商開始以來既に七十年を經過し、外國



人も支那の事情に通曉し、支那商人も外國人との直接取引を行ふものが増加するに伴れて、買辨の必要も大分薄らいで来たやうですが、未だ／＼買辨の開港場に於ける勢力は大なるものがあります。こゝに逆現象のやうですが、挽近支那に排外的景團氣が濃厚となつて來ましたが、かうした時には同國人たる買辨を利用することによつて商取引を圓滿ならしめ得るやうな事情もあり、一部には日貨排斥の如きも邦人が買辨を仲介とせず、直接取引を行ふ結果として却つて其影響を受けることが多いと説く向もあります。

最後に一言したいのは買辨と支那資本主義との關係であります。前述の如く彼等は夫々所屬する商社の大小に従つて自ら等差があつて、例へば上海、香港等の第一流商社には同地でも一流の支那人が之に當つて居るやうな譯ですが、彼等は多年の買辨生活によつて巨大な財富を蓄積し、遂には單なる買辨階級から新時代の資本家階級たる地位を獲得し、自ら資本主義企業を起しその主人公となるものが多いのであります。彼の國民政府の創成に與つて力ありと云はれる浙江財閥なるものの中には此種買辨出身者が多いことは此の事實を語るものであります。

(2) 商業組織——には個人組織のものと、公司即ち株式會社組織と、匿名組合的な合股組織

及合辦等の種類があります。但し個人組織に就いては單獨に自分の資本で營利事業を經營するものであり、従つて其規模も小さくその大多數は小規模な商店及工場等で、こゝに特に喋々する必要もあるまいと考へます。

合股 (Partnership) 組織 支那で最も古く且つ普遍的な企業組織で、一に合夥、連財、合本等とも云つて、二人以上數名の共同出資によつて一つの事業を起し、一定の屋號と暖簾 (字號) によりて營業を行ふ組織であります。その事業は單に商業のみでなく工業その他の事業に亘つて廣くこの方法によつて行はれて居りまして、支那の看板 (招牌) に某々協記、公記、又は合記等とあるのはこれを意味するものですが、時としては公司の稱を用ひるものもあります。

この種の組織は普通親戚、知己、友人等によつて行はれ、株主を公募するといふことは殆んどありません。そして出資者を股東と云つて二三名多くとも十名を越ゆることは稀れであります。出資者は原則として無限責任であるべき筈であります。併しその程度は近代的公司の會社が無限に連帶責任を負ふものとは異つて、單に自己の持分に應じて、各出資者が永久に無限責任を負ふに止まり、従つて自己の責任を完ふすれば、その責任は解除せられることとなつ



てゐます。

併し最近この原則に反して株式会社と同様有限責任を標榜する爲め字號（看板）に「有限」の二字を冠するものが生じてきました。

合夥の持分を股份と云つて、原則としては一時に拂込むこととなつてゐます。その現錢出資を錢股・銀股といひ、また出資を商品又は動産を以てする場合もあり、また身股といつて勞力出資によるもの等があります。斯うしてその拂込が終り合夥の成立を見ると同時にその業務擔當者を決定するのですが、これには出資者の中で自ら支配人（經理）となる場合もありますが、多くの場合出資者は自ら業務の執行者となることは少く、多くの場合別に該事業の經營に練達した者を聘用もするやうです。尤も此種の支配人には出資者の組織した事業に新しく聘用せられるものと自ら發起人として出資者を勧誘して事業を成立せしめるものとがあつて、後者の場合は支配人は株主（股東）を兼ねる譯であります。以上はその組織成立に關するものであります。解散の場合は出資者の全體の決議によつて行はれ、出資者の一人が脱退しやうとする場合はその持分を他人に讓渡し、出資者會議の承認を経ることとなつてゐます。

此種の營業上の組織は普通業務執行の爲めに聘せられた支配人たる經理の外に、夥友といつて店員たる副經理（副支配人）、夥計（手代）、小夥（下級の手代）、學徒（徒弟）等が居て、業務に當つてゐます。

この種の企業組織では普通舊正月から同十二月末を營業年度としてゐますが、稀れには創立當時の規定によつて開業の日から起算してその滿一箇年を以てするものもあります。帳簿は必ずしも一定しませんが、毎月末には小結、端午には紅賑、仲秋は收賑といつて小決算を行ひ、年度末には大結といつて損益計算を行ふことになつてゐます。

斯くして大結算の後に來るのは出資者に対する利益配當ですが、こゝに一つの特別な慣習が行はれてゐます。それは官利といつて、出資者は該事業の収益の有無に拘らず、必ず當初の規約に基いて出資に對する一定歩合の利子を支拂はなければならぬことであります。これは企業上の利潤とは別個のもので、その他別に紅利又は餘利と云つて利益の分配を受けることになつてゐます。この種の觀念は近代的な企業觀念と相容れないもので、支那に會社組織が成功しないと稱せられる原因なのであります。



併し此の種の組織のもとに、新式企業が行はれ相當な成績を擧げて居ることは恰かも我邦の大阪で株式會社の成績が好くないと云はれながら新企業が盛んに計畫され、日本産業の中心をなして居る事を思ひ合せても、此種の企業組織が必ずしも近代的企業組織として全然不適當であると斷定することは早計ではないかと思はれます。

公司 (Company) この名稱は、往時東印度會社が公司なる名稱を用いたのに濫觴すると言はれてゐますが、そうした詮鑿は姑く措き、公司は我邦の會社と同様の意味に用ひられてゐます。公司に就いては現行法たる民國十八年(昭和四年)の國民政府公布の公司法の第一條には「本法に公司と稱する者は營利を目的と爲し設立したる團體をいふ」といひ、第三條には「公司是法人とす」と規定し、その種類を次の如く分けてゐます。

- 一、無限公司 (我が商法上の合名會社に該當するもの)
- 二、兩合公司 (合資會社)
- 三、股份有限公司 (株式會社)
- 四、股份兩合公司 (株式合資會社)

これらの公司の性質等に就いては名稱こそ異つて居ますが大體に於て日本のそれと同様であるから詳しく述べる必要はないと思ひますが、その設立に於いて次のやうに規定されてゐます。

- (一) 無限公司 株式(股東)二名以上合同して定款を作製し、各人一通宛所持すること。
- (二) 兩合公司 無限責任株主と有限責任株主とで組織し、有限責任株主は出資定額を限度とし、公司に對して其責任を負ふ。

(三) 股份有限公司 七名以上の發起たることを必要とする。

(四) 股份兩合公司 株主は少くとも一人は無無限責任を負ふことを必要とする。

その一株の額面は三十圓以上とし、たゞ一時に全額拂込の場合に限つて十圓を以て一株(股)とすることを認められてゐます。これは前に合夥組織の項で述べたやうに多年の慣習上一般に分割拂込制度に慣熟せず、第一回の拂込を終れば已に義務を果したかの如き錯覺を起し、殘額に對する拂込みの義務など毛頭考へてゐないといふやうな場合が多いこと、一面現在支那の經濟狀態では寧ろ五圓乃至十圓程度の小額を認めるを可とするといふやうな現實的な議論があつたので、新公司條例が却つて舊條例より少額を認めることになつたものと思はれます。



公司の出資者を股東、支配人を經理人といひ、株式を股份、株券を股票、株主總會を股東會、取締役を董事、監査役を監察人、社債を公司債等と呼んで居ります。

株式會社は支那に在つては我邦同様新しい企業方式ですが、未だ一般には普及せず純粹の株式會社は上海とか漢口、天津といつたやうな開港地には相當行はれて居ますが、公司といふ名稱を冠しても其實舊來の合夥であつたり、個人營業であるものが、可なり多いやうであります。

從來支那に株式會社の成功しないといふ説が大分有力ですが、其理由としては次のやうに云はれて居ります。

(一) 支那民間財力が富裕でなく、貧富が比較的平均し、相當に資産家でも、比較的安全な合夥組織に投資して、不安多き株式に應募を嫌ふ傾向あること。

(二) 從來株式會社の經營に當つたものは主として退職官吏や地方紳士が多かつたため、概して經營の才に乏しく、主に自己個人の利益のみを謀つた結果、多くは會社の破綻を來し、若くは豫期の成績を擧げ得なかつたこと。

(三) 近年組織せられた株式會社と雖も、重役等は概ね公共心に乏しく、往々不正の私利を營み、否らざるまでも大會社經營の技量を有しなかつたこと。

要するに信用經濟を基礎とする近代的大企業組織とその運用が從來の支那に於て成功しなかつたことは充分理由のあることで、近年相當大規模な株式會社の組織に成功した例もないではありませんが、企業組織としては矢張り合夥などの場合と同様に親族、知己等の財力を集めたものとか、地縁的に同郷人の間に於て募集せられたものなどが多いやうであります。

合辦組織 從來支那には官督商辦なる事業經營方法があつて、これは政府の資金で成立した事業を民間から選抜された者をして經營せしめる方法であります。これが合辦事業組織の濫觴であります。つまり通例性質を異にする二個以上のものが一つの事業に對して共同出資を爲し、共同してその經營に従事する組織であります例へば政府と商民との共同經營事業はこれを官商合辦といひ、支那官憲と外國資本家との共同經營を官外合辦と稱へ、支那人と外國人とのそれを中外合辦と呼ぶの類であります。

尙ほ此の外に、既に營業を爲しつゝある二個或は二個以上の事業家が競争を避けて有利な成



績を擧げることを目的として現状の儘、共同聯合して營業する合辦の例もあるが、これは一種の「カルテル」に類したものである。

(3) 商業團體 支那の團體制度は極めて有名なものでありますが、今商業團體として最も主要なものを擧げると舊來から在るものでは幫、公會、新らしいものとしては聯合會、商會等であります。就中幫、及公會は單に商業上の一機構として重要である許りでなく、支那の社會的研究の上から否支那そのものの研究から見ても極めて重要性を帯ぶるものであります。併し茲では紙面の都合上餘り委しい検討を加へることは差控えて商業的立場からその輪廓を説明するに止めて置きます。

同業組合 一口に同業組合と申しましても、組成分子によつて多少その内容を異にした幾つかに分れ、またその名稱を異にして居ります。

(1) 幫 (Pang) 他所に在留する同業者が相集まつて組織した組合團體であります。その例としてよく引かれるものとしては、四川省出身中の藥劑商によつて組織された藥幫が、漢口、上海其他に設けられ、安徽の茶商によつて組織される茶幫、紹興出身者の錢莊幫、酒幫等々殆んど

凡ゆる商人は必ず何れかの幫に屬せないものはない位のものであります。そして其の組合事務所を、公所、公會また近年は協會といふやうに新式な名稱を附し、他所に在つて同業相依り相扶けて第三者に對抗し、其生業を守つてゆくので、その團結力は極めて鞏固なものであります。

(2) 公會 前者が郷里を縁とした同業團體であるに反して、これは上海とか、漢口といったやうに一定區域に在住する同業者によつて組織された團體であります。例へば上海の鈔錢業公會、米業公所、金銀實業公所などがこれで、古いところでは重慶三十二商幫とか厦門の十途郊などもこの範疇に屬するものであります。

(3) 聯合會 これは同一産業部門に屬する組合の聯合團體でありまして、上海の華商紗廠聯合會の如きは其の適例であります。併し支那ではまた此種の新しい産業的團體は漸く萌芽時代であつて、今後漸次に起るものと思はれます。

(4) 商會 我邦の商工會議所に類似したもので、前清以來外國の例に倣つて組織された商業公所、商務公會から商務總會、商務分會となり、更らに大正四年(民國四年)の商會法によつて商會、總商會となつたものであります。昭和四年(民國十八年)に民國政府によつて新に商會法



が公布されましたが、これに依りますとその目的たる地方の商業發展、統制等に關する職務に代りはありませんが、會員を公會會員と商會會員とに分ち、その資格を商業を經營する中國人にして年齢二十五歳以上の者と規定して居ること。従前の商會が稍もすれば會員構成に市民階級ともいふべき中小工業者を法規上は兎も角として、事實上除外して居たのが、新商會法ではその構成分子として、資本家階級と中小商業者とを對等の資格に於て公認したことがその特色となつて居ります。そして職制は新式な委員制度を採用し、會員大會で執行委員及監察委員を選任し、前者は十五名、後者を七名とし、執行委員中から常務委員を互選し、その常務委員中から一人を選擧して主席とすることになつて居ります。

これを要するに支那事情を理解するには、政治に於て、社會經濟に於て此の種の團體制度に關する智識を有することは極めて重要な事柄でありまして、この過渡的な時代にある支那を理解する上に極めて重要缺くべからざるものであります。

### 索引

#### 凡 例

- 一、本書の如く各項目に分ちて分類叙述せるものには殆んど索引の必要なきに似たれども、尙讀者の便を計り其中の大項目及び餘り普通に用ひられざる語並に各項目下以外の場所に現はれたるもの等を選び大要を摘出し置けり。
- 二、配例はアルファベット順に従ひ人名地名を冒頭に置けり。
- 三、假名使ひは通俗のものに従ひ支那音の附しあるものはソレに従へり。

〔A〕の部		〔B〕の部	
安祿山	一八、三	アイヌ	一八
アレキサンダー	一八、三	字、あざな	三五
アジア	六	阿衡、アホン	三〇
アフリカ	六	ボハラ	一七
アルゼンチン	二五	ブラジル	五
		武林	一八三
		辦妥	一六
		苗族	一八
		未央柳	一〇一
		佛敎	二七、二九
		萬里橋	一八七
		萬里長城	一七



文廟、夫子廟	二六	青回、チンホイ	三〇	風箱峽 (Wind box gorge)	一七五
武侯祠、武廟	二八	挑筋教	三〇	巫山巫峽	一〇五
分灘湘醃	二三	[D] の部		芙蓉城	一八七
[C] の部				複姓	二〇
チムール	二六	ダーウイン	一五	[G] の部	
Chinese Turkistan	二七	洞庭山	三五	玄宗	一六七
鎮江	二六、二七	大家族主義	一〇	吳三桂	一六
長白山脈	二二	同姓不婚	二	峨眉山	三
交民巷	二七	道教	二九、三〇	五台山	三
チュンクオ、中國	三三、三四	[E] の部		五湖	一一五、一〇五
中華、中夏	三三	袁世凱	一四	牛肝馬脚峽	一〇五
中華民國	三三	越王勾踐	二二	墨唐峽	一〇五
中國内地	六	益州	一七	擊壤の歌	九
西藏	六	[F] の部		源平藤橘	三
西藏人	六	普陀	三〇	ギルド	一一七、一〇七、一〇一
駐防八旗	一六			漁戸	一四

五才子奇書	七〇	徐州	二二、二四	乾隆帝	一五、一六五、一八四
五嶽	一〇九	上黨縣	二四	紀昀	六五
極樂寺	一八	常勢地方	一〇	康熙帝	一五、一八四
[H] の部		重慶	一四	黃興	一〇九
棟原氏	三三	自由都市	二	黃帝	一〇九
ヘンリー、Henli regatta	二四	熱黎	一九	孔明	二八、一八七
ヒバ	二七	實語教	二〇	華夏	三
肥城	二四	儒教	二七、二八	カラ、唐	三
北平	七	回子(ホイツ)	一三、一七	華山	五、一〇九
北平	一六	回々教徒	一八、三〇	夏口縣	五
黃埔	一一五、一三〇	回回	一八	漢口	五
客家、ハツカ、Hakka	一四	望族世家	三	漢水	五
ハツチャ	一四	賣塔石	一〇六	華北、華南、華西	七
反切	五	[K] の部		回疆	一七
東羅馬帝國	八			解州	一八
百家姓	三〇			嘉興	一四八
				海南島	一五、一七六



會稽、會稽山	一八三、一〇三	會館	二	國民黨	三二
浣花溪	一八七	廣東人	二	國民黨員	三二
荊州	一六	回鶻(ウイグル)	三〇	孔子廟	二八
北支那	七	回教徒	二八	孔明廟	二八
貴溪縣	三〇	關帝廟	二六	江浙三閣	六五
錦官城	二八、一八七	會意	五	黃土層	一〇一、一〇三
恐惶灘	二四	諧聲、假借	三	行引地	二二
黃河	一〇	回紇文字	五	湖筆徵墨	一八
杭州	一六	學法	一八	[M]の部	
廣州	一六	形聲	三	秣陵	一八一
黃牛峽	一〇三	經史子集	六	明州	一八四、一〇三
廣溪峽	一〇三	犬戎	一五	南支那	七
交民巷	一七五	景德年間	一八	南直隸省	一八四
姑蘇台	一八、一〇三	教門	一八	蒙古	三七
江西省	一九二	九省の會	一五	滿洲人	一五、一七
漢民族	六、一〇、一四	公所	二	滿洲城	一七
械闘	二	國民政府	三		

蠻子(マンツ)	一九	遊東半島	一五〇
苗子(ミヤオツ)	一九	劉公島	一七五
蒙古人	一六、一七	臨安	一八四
モガール帝國	二五	柳林	一三〇
[N]の部		魯	四
南山	四	喇嘛僧	一四
南洋	七	喇嘛廟	一六
南京	一七、一八一	黎族	三〇
奈良	一八四	零陵香	一九
南詔	一八九	兩半兒頭	一七
寧夏	一六	劉李趙朱	一六
熱河	一六、三〇	兩湖稔則天下足	三三
鮎魚口	一五	獐狝、(ロロ)	一八五
內廷四閣	六五	六書	一九
南船北馬	一五、三四	旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	一〇一、一三三
		[R]の部	
		ボムベイ	一〇三
		[P]の部	
		オットマン帝國	一八
		應天府	一八一
		オーラングゼア	一五
		[O]の部	
		遼東半島	一五〇
		臨安	一八四
		柳林	一三〇
		魯	四
		喇嘛僧	一四
		喇嘛廟	一六
		黎族	三〇
		零陵香	一九
		兩半兒頭	一七
		劉李趙朱	一六
		兩湖稔則天下足	三三
		獐狝、(ロロ)	一八五
		六書	一九
		旅順	一五〇
		龍虎山	一三〇
		荔枝灣	一五
		洛陽	一三〇、一四三、一九二
		關車鎮	九
		リンネ	一五
		リヒトホーフエン	



蔡錫	102	綏遠	16
蔣介石	33	山東人	14
蔣宋美齡	33	三字經	20
秦始皇	110, 111	三世相	20
楚の威王	111	三山六水一分田	185
孫總理	109, 111	清真	18
乍浦	16	生春	19
三峽	113, 116	生象	19
佐賀	150	千家姓	20
西安	150	清真寺	20
陝西省	116	浙江財閥	13
青州	116	春秋戰國	20
成都	116	四明公所	21
青陽港	114	シヤア	24
石頭城	112	指事、象形	21
シナ、支那	33	四庫全書	26
支那共和國	33	四大奇書	27
脂那	33		
震旦	33		
秦	33		
清國	33		
支那の高天原	44		
支那本部	5		
新疆省	16		
支那トルコ	17		
章邱	149		
松江	153		
舟山列島	176		
之江	183		
四明	183		
蜀江	113, 117		
蘇家屯	20		
草堂寺	187		
蒼梧	19		

[T] の部

四濱	115	當陽	28	トルコ人	18
瘴癘の氣	117	桐鄉	115	吐蕃	19
蜀大日に吹ゆ	116	桃葉渡	114	德配天地、道冠古今	16
蜀漢	117	蚕民	114	東省鐵路(東支鐵路)	17
蜀江の錦	117	大元	33		
双姓	30	大唐	33	[U] の部	
		大明	33	ウイリス	101
		單姓	30	浦島太郎	149
		堂名兒(タンミヤル)	26	雲南	18
		灘	105	雲夢の澤	184
武林唯七	113	天足	116	ウイグル(回鶻)	107
太華山	4	纏足	116	回紇文字	105
高天原	4	天方教	30	雲南鐵路	16
泰山	110, 111	轉注	33	[W] の部	
太行山脈	110, 111	滇越鐵路	116	West China	7
瀾滄江	117	土耳其種	149		
太液	116	突厥	17		
テームス河	114				



〔Y〕の部

山鹿素行	四
山内嵩	四
揚子津	一八三、三〇七
蓉城	一八七
羊城	一九〇
榕城	一九〇
熊岳城	九四、一三三
淪州	一八八
犛牛(ヤク)	一九
猶太人、猶太教	三〇
渝行	一八八

昭和八年十二月一日印刷  
昭和八年十二月十日發行

支那常識

定價 一圓二十錢



著者 賀來敏夫  
 發行者 東京市神田區一ツ橋通町三〇 大畑達雄  
 印刷者 東京市芝區習志野一丁目三番地 松井巳壽

發行所

東京市神田區一ツ橋通町三十番地教育會館

合資會社

大畑書店

電話 (33) 四四一四  
 振替 東京四九五五  
 九段 四一五三  
 四一五三番 四一五二番  
 五番 五七番



大 畑 書 店 刊 行

入 澤 達 吉 編

隨 筆 支 那 叢 話

四六判四〇六頁  
定價一圓八十錢  
送料十二錢

支那に關する諸家の隨筆三十一篇を輯む。濃艶淡彩、色とりどりの面白さを展開して好評噴々。

- 大陸の人々 支那の性經 阿片吸食體驗記 蘇州の古塔
- 支那の兵隊 誨淫書 清朝王族の末路 姑蘇の名稱
- 支那の女性 足袋と纏足 支那診療異聞 蘇州の畫舫
- 婚禮の話 煙館一瞥 同文同種異語の悲哀 その他

近 隨 筆  
入 澤 達 吉 編  
支 那 叢 話 (第二輯)

大 畑 書 店 刊 行 目 録

瀧川幸辰著	刑 法 讀 本 禁 止	定價二円八十錢 送料十四錢
大澤・清宮・黒田・矢部・横田著	ケルゼンの純粹法學	定價二円八十錢 送料十四錢
竹田直平著	犯 罪 徵 表 說	定價八十錢 送料四錢
ケルゼン著	自然法學と法實證主義	定價八十錢 送料四錢
黒田 登 譯	自然法學と法實證主義	定價八十錢 送料四錢
平野義太郎編	史的唯物論と法律	定價二円二十錢 送料十四錢
今中次麿著	現代獨裁政治學概論	定價九十錢 送料六錢
同	現代獨裁政治史總說	定價一円二十錢 送料八錢
同	ファッシズム運動論	定價五十錢 送料四錢
同	民族的社會主義論	定價一円二十錢 送料八錢
長谷川如是閑著	日本ファシズム批判	定價一円六十錢 送料八錢



大畑書店刊行書目

新明正道著	社會學序講	定價二円八十錢 送料十四錢
小松堅太郎著	知識社會學批判	定價一円八十錢 送料十錢
辰野保隆著	スポーツ隨筆	定價一円五十錢 送料十錢
大畑達雄譯	人間の由來	定價一円五十錢 送料十錢
戸坂潤著	現代のための哲學	定價十四錢 送料十錢
笠信太郎著	金・貨幣・紙幣	定價十二錢 送料十錢
平尾彌五郎著	世界恐慌と賠償戰債問題	定價十四錢 送料十錢
同	世界景氣の展望	定價一円五十錢 送料十錢
S・V・C著	新聞批判	定價一円二十錢 送料八錢
スタリゲウイチ著 山之内一郎譯	サウエート法思想の發展過程	禁 止

大畑書店刊行書目

入澤達吉著	雲莊隨筆	定價十二錢 送料十錢
水川烈著	春風を斬る	定價一円五十錢 送料十錢
森田草平著	のんびりした話	定價一円八十錢 送料十二錢
鈴木安藏著	憲法の歴史的研究	定價一円五十錢 送料十二錢
竹野家立著	野鳥の生活	定價一円七十錢 送料八錢
石塚壽夫著	判例詐欺罪	定價二円三十錢 送料十二錢
田村榮太郎著	一揆・雲助・博徒	定價一円八十錢 送料十二錢
入澤達吉編	隨筆支那叢話	定價一円八十錢 送料十二錢
板垣鷹穂著	觀想の玩具	定價二円二十錢 送料十四錢
服部之總著	黒船前後	定價一円五十錢 送料十錢



大 畑 書 店 刊 行 書 目

新明正道編 イデオロギ―の系譜學 定價一円五十錢 送料八錢	林 要 著 貨幣のない社會 定價一円五十錢 送料八錢	賀來敏夫著 支那常識 定價一円二十錢 送料八錢						
-------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	--	--	--	--	--	--



